

日程第1 一般質問

4番 鈴木絹子

- (1) 乳幼児医療費窓口完全無料化の見直しについて
- (2) 歯周病と虫歯予防対策について
- (3) 国民健康保険の都道府県単位化による村への影響について

8番 大原孝芳

- (1) 宮下新村政の取組を問う

1番 高橋昭夫

- (1) 宮下村政のこれからの考えについて
- (2) 村の動植物保護と環境保護について

- 1番 高橋昭夫
- 2番 飯島寛
- 3番 松澤文昭
- 4番 鈴木絹子
- 5番 中塚礼次郎
- 6番 柳生仁
- 7番 小池厚
- 8番 大原孝芳
- 9番 村田豊
- 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志

職務のために参加した者

議会事務局長 菅沼元臣
 書記 座光寺てるこ

平成29年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成29年6月19日 午前8時59分 開議

- 事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 　おはようございます。(一同「おはようございます」)
- ご参集ご苦労さまです。
- ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
- 日程第1　一般質問を行います。
- 通告順に発言を許します。
- なお、鈴木絹子議員の一般質問に対しましては、参考資料提出の依頼がありましたので、事前に許可しておりますので、ご了承願います。
- 4番　鈴木絹子議員。
- 4番　(鈴木　絹子)　それでは質問していきたいと思えます。
- まず初めに、村長、ご当選おめでとうございます。
- 行政に携わった経験をフルに生かし、村の明るい展望を切り開こうとする姿勢に心より敬意を表します。
- 子どもも若者も高齢者も中川っていいねと思える村であることを願い、議員としても心新たにすところす。
- 村長におかれましては、くれぐれも体調管理を十分にさせていただいて、大活躍をされることを期待するものです。
- では、3つの質問について発言していきたいと思えます。
- 1番目ですけれども、乳幼児医療費完全無料化の見通しはどのようなものかということすけれども、16日の5番議員の一般質問と重複しますが、子育て世代への応援をする強い思いを持って調べたこともあり、質問をしていきたいと思えます。
- 中川村では、いち早く18歳までの医療費無料化を実施し、子育て世代への大きな支援となっていることを大きく評価したいと思えます。
- ただ、償還方式であることと手数料があること、手数料については補助があることで他市町村よりは確実にありがたいものではありませんが、窓口で現金で支払うことには変わりなく、無料化の実感はわかりにくいものです。お金がないと受診できないことは確かであり、窓口完全無料化とは言えません。
- そもそも子どもの医療費無料化を求める取り組みは、1961年、56年も前になりますが、岩手県の沢内村のゼロ歳児医療費無料化に始まり、大衆団体が全国に呼びかけたことで急速に広がったものです。国会では、1971年に乳幼児医療費無料化実施を迫ったのを皮切りにして、一貫して制度実現を求めているものです。今日では、全国47都道府県、1,742市町村すべてで、条件の違いはありつつ、子ども医療費への助成

制度が実施されています。

表1をごらんください。

2016年6月に厚生労働省が発表した乳幼児等にかかわる医療費の援助についての調査によると、助成対象を就学前以上とする市区町村は、外来で2001年4月の20.4%から2015年4月には99.4%に拡大、2001年4月に37.8%だった入院については2012年以降100%となっています。また、2015年4月現在で18歳年度末を対象にする市区町村は、入院外で270、入院では287になっています。

表2をごらんください。

さらに、2014年から15年の一年間で所得制限なし市町村は29増えて80.53%に、また一部自己負担なしの市町村も44増え6割近くになりました。

表3表4をごらんください。

都道府県による助成制度の対象年齢も大幅に拡大してきました。

しかし、その一方で自治体間における助成格差があります。

表5をごらんください。

2016年5月に総務省統計局が発表した平成28年度1月～3月労働力調査によると、雇用労働者5,332万人のうち非正規労働者は37.6%で、完全失業者は213万人という高水準です。実質賃金も5年連続でマイナス、働いているのに年収200万円未満のワーキングプアは1,100万人を超えています。

2012年の総体的貧困率は16.1%で、子どもの貧困率は先進国で最悪水準の16.3%にもなっています。

こうした中で、全国保険医団体連合会が2015年11月～2016年3月に会員医療機関を対象に実施した受診実態調査があります。これは、「経済的理由による受診中段があった」との回答が医科診療所で34.9%、歯科診療所で51.7%にも上りました。また、「経済的理由で検査や治療、投薬を断られたことがあった」との回答も医科診療所では47%、歯科診療所で35.3%でした。調査では、貧困と格差拡大の中で必要な受診ができていない実態が明らかとなりました。

なお、小児科ではそれぞれ7.8%、13.3%でした。子ども医療費助成制度の広がりもあって全体に比べれば受診抑制は少ないですが、すべての自治体ですべての子どもが無料であれば、こうした受診抑制は発生しなかったでしょう。心身の発達期における子どもに経済的理由による受診抑制が発生することは絶対にあってはならないことです。

もう一つ、表6ですが、岩手、宮城、長野、大阪の各保険医協会が小学校、中学校を対象とした学校歯科健診後の歯科受診実態調査があります。これによると、歯科検診が必要と言われた小学生の47.7%～57.2%しか歯科受診をしておらず、中学生では30.2%～37.6%しか歯科受診をしていないことがわかりました。

また、虫歯が10本以上あるなどの口腔崩壊と呼ばれる状態の子どもの有無を尋ねたところ、42.9%～54%の小学校、33.3%～62.6%の中学校で口腔崩壊の子どもがいるとの回答がありました。虫歯の初期の段階からしっかりと治療することが歯を健康に

保つためには必要です。保険医協会では、受診率の低さの要因の一つに医療機関の窓口での負担を挙げています。

ここで伺います。中川村において、償還払い、あるいは窓口自己負担分の支払いがあることによって受診抑制があったかどうか調べられたことはあるでしょうか。

○保健福祉課長 窓口負担のあることによる受診抑制があったかというご質問ですが、そういった調査をしたことはございません。

○4 番 (鈴木 絹子) 全国でそういう調査がいろいろありますけれども、数値として実態としてつかむことも必要ではないかと思います。

過日行われました保育所運営審議会では、無償化のおかげか、中川では虫歯の治療率はよいとお話を聞くことができました。嬉しいことだと思います。

直ちに実施すべき課題は2つあると考えます。一つは国庫負担削減のペナルティー廃止、もう一つは国による子ども医療費無料化の制度創設です。

ペナルティー廃止について子どもの医療制度のあり方等に関する検討会の議論の取りまとめでは「一億総活躍社会に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取り組みを支援する観点から早急に見直すべきとの意見が大勢を占めました。」と記述されています。

ペナルティーのあることで自治体間に差が出ていることは周知の事実です。

政府は、2015年12月に塩崎功労大臣が「一億総活躍で子育て支援を2本目の矢として推進する以上は、しっかりと統一したメッセージを送るべき。」と記者会見で言わざるを得ませんでした。

子どもの命と健康を守り、子育て世代を応援するには国の制度が必要です。

一律に無料化することで必要がない受診まで誘発して医療費が膨らむという考えがあります。

16日に村長からも話がありましたが、よく例に出される群馬県ですが、2009年から15歳までの医療費を制限なしで窓口負担を無料化しています。知事は議会で「子どもの医療費無料化は活力ある豊かな社会を築くための未来への投資。」と言っています。また、健康福祉部長は「早期の受診による重要化の防止に役立っているのではないか。小中学校の虫歯の治療では、拡大前は全国平均と同じ水準だったのが、拡大後は全国平均を大きく5～10ポイントくらい治療率が向上していて、子どものときから歯を健康な状態に保つことは生涯にわたる健康にとってもとても大切なことで、ひいては医療費の抑制につながるものと考えます。」と答弁しています。ほかにも、継続的、定期的な治療、管理の必要な疾患であるぜんそく、アトピー性皮膚炎については受診者数が増えており、窓口負担による受診抑制が改善したことが報告されています。

また、東京都の例もあります。東京都は、2007年から中学校卒業までの窓口無償化を実現しています。年間75万回の救急車の出動があり、年間1万件増加していますが、中学校以下は窓口無償化になったからといって増加してはならず、横ばいです。また、小児科初期救急平日夜間診療事業、24時間体制で患者を受け入れる休日夜間診療も増加するどころか減少傾向にあります。

医療費無償化で受診が増えるという根拠にはなりません。

日本医師会の松原謙二副会長は「医療機関は子どもに対して過剰な診療をすることはない。」と言っております。

伺います。このペナルティーについての考え方はどんなものでしょうか。

○保健福祉課長 ご質問のペナルティーは市町村国保に対する国庫補助の削減ということかというふうに思います。

ご質問にありましたとおり、国は、少子化対策の一環ということで子どもの医療費無料化に資するということから、国保に対するペナルティー、いわゆる財政措置のペナルティーについては未就学児について廃止をするという方針を出したところでございます。

多くのところでは、既に先進的に窓口無料化を進めておるところでは、そういった事情の中でも取り組んでこられておりましたが、長野県については、そのことが一つの壁となっていたのは事実だというふうに思います。

今般、それが撤廃をされるということになったことが大きな契機となって、長野県においても現物給付化に向かったものというふうに思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) 国による子どもの医療費無料化の制度についてですけれども、18年度より就学前について無償化することが決まりました。

心身の成長期にある子どもに受診抑制が発生すれば、将来にわたって取り返しにつかない事態になることも考えられ、どの自治体のどの家庭に生まれても必要な医療が受けられるようにすべきと考えます。

中川村では早くから18歳までの医療費無料化を実施しているわけですが、この18歳まで進めたことの基本的な考え方、理念について村長の思いをお伺いしたいと思います。

○議長 鈴木議員。ええとね、質問通告内容とちょっとずれておると思うんですが、通告に沿った質問をお願いしたいと思います。

○4 番 (鈴木 絹子) はい。

医療費無料化にかかわってということで、もしお答えいただければ……。

○村長 医療費無料化を18歳まで、高校卒業の最初の3月31日まで広げたということにつきましては、これは、前曾我村長の中で議会の承認をいただいて実施をしてきたところではありますが、私としては、そこに担当として職員でかかわっておりましたので、ちょっとそこら辺のいきさつについてお答えをしたいと思います。一つは、医療費無料化については、親の皆さんといいますか、保護者の皆さんの大きな願いでもありましたし、先ほど、この運動が始まったのが岩手県の沢内村、今は沢内村っていうのはないかと思いますが、そこの村は、非常に乳幼児の死亡率、非常に高かったということで、その当時の村長がこれをまず何とかしたいと、こういう思いから運動を始めたとすることは私も知っております。これの延長として全国で今こういった運動が、乳幼児医療という方ですけど、広がってきて、これが、この村では、少子化も進んでいますし、そういう中で、やはり高校生まで広げようというのが当時の村長の判断で

はなかったかというふうに思っておりますし、このことをやったことについては、結果的に実施してみてもですねえ、当初予想していたよりも医療費についてはさほど伸びなかったというような印象を持っております。

○4 番 (鈴木 絹子) 児童福祉法では、18歳未満を児童とし、「国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定しています。本来は、今おっしゃったように18歳までの医療費を国の責任で無料にすべきと考えますが、中川村ではそういう形でされているということで本当にありがたいなあと思います。

来年8月には完全窓口無料化に踏み切れるということで、長年、何回も議会において質問されてきたことが現実に向かうことは本当にうれしいことです。

村の子育て世代の大きな支援になることは間違いなく、子育てしやすい村としての宣伝の一つにしていきたいと思います。

次の質問に移ります。歯周病と虫歯予防を推進するために現状と課題を問うということになります。

口の中の主な疾患は虫歯と歯周病です。いずれも感染症で、口の中に生息する細菌が原因です。これらの細菌は、菌や歯と歯肉の間にある溝、歯肉溝といえますけれども、そこにつくられるプラーク歯垢内に生息しています。図1を参照にしてください。

最近、歯周病は口の中だけの問題ではなく、さまざまな全身の病気と深くかかわっていることがわかってきました。健康に過ごすためにはどんな予防ができるか、ぜひ保健事業として考えていただけたらと思います。

まずは子どもの問題から、子どもの健康は虫歯予防からと言われます。中川村での歯科の集団検診はどのようにされていますか。お答えいただけますか。

○保健福祉課長 歯科の集団検診でございますが、平成28年度の状況でありますけれども、まず乳幼児については、1歳6ヶ月の健診と3歳児健診の折に行っております。

保育園につきましては、3歳以上児について年2回、平成29年度からは未満児も行うようにしております。

小中学校では全員が年2回の実施であります。

ほかに、検診ではありませんが、生後7ヶ月から3歳までは成長の節目ごとに歯科衛生士による検査や指導を延べ5回行っております。

保育園から中学校についても年1回、歯科衛生士による検査や歯の磨き方の指導なども実施をしております。

○4 番 (鈴木 絹子) 27年度の決算書で地域歯科保健事業というところで見てもたんですけれども、両親学級で4回、妊婦、胎児に関しての歯科指導をしているってということと、あと、住民への口腔衛生指導としてCATVとか補導員会、地区学習会での指導ってということ等挙げられておりましたけれども、28年度はなかったってことですか。

○保健福祉課長 従来さまざまな機会を捉えて行っておった歯科の啓発につきましては行っております。

健診及び歯科衛生士による直接の指導というものを母体として述べたところであり

ます。

○4 番 (鈴木 絹子) あと、歯科検診っていう表示になっているんですけども、今お伺いした中でちょっと聞き漏らしたか、保育園は3歳以上児で検診が1回で、小中学生も検診は1回で歯科指導がそれぞれ1回ずつという確認でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長 保育園につきましては、3歳以上児について2回は歯科医師による検診であります。小中学校の年2回の検診も、いずれも歯科医師による検診が2回ということでありまして、そのほかに歯科衛生士による検査、指導があるということでもあります。

○4 番 (鈴木 絹子) わかりました。

虫歯、そのほかの歯に関する罹患の状況の内容と人数並びに罹患率はわかりますでしょうか。

○保健福祉課長 年齢の幅が広いものですから、医師による検診の時点で虫歯があるお子さんという捉え方が統一した捉え方になるかなあというふうに思います。

2回、年2回行っておりますが、後ろのほう、あとでやったほうの数値というふうで捉えました。まず1歳6ヶ月健診についてはゼロ、3歳児では8人15%、保育園児は20人16%、小学生は75人27%、中学生は9人7%ということでもあります。

分母が小さいものですから、率として意味のある比較になるかは疑問でありますけれども、2016年度の学校保健統計調査を分析された方の資料から全国平均と比較をしますと、小学生は平均より3%ほど高く、保育園児は6%ほど、中学生は9%ほど、それぞれ低くなっております。

また、虫歯以外の状況については、汚れとかみ合わせの問題について、乳幼児と保育園では数字を把握していますが、学校については調査はできておりません。

汚れにつきましては、3歳児に4人7.5%見られましたが、1歳6ヶ月児と保育園児ではそれぞれ1人ということでありました。

かみ合わせの問題につきましては、数値としては平均しますと各年齢2人程度というふうになります。

ただ、個人差のあることでありますので、そういう見方をしてよいかはわかりません。

○4 番 (鈴木 絹子) 虫歯の多い子についての特徴、所見はどんなものでしょうか。

○保健福祉課長 今回ご質問いただいた期間の中では、保健センターで把握しているものについてしかこちらでは調べがつかっておりませんが、3歳前に虫歯になる場合につきましては、前歯が虫歯になるケースでは、糖分を多く含んだ飲料の摂取が多いか、ほか母乳を長期にわたって飲んでいるという場合があるということでありました。また、いわゆる仕上げ磨きが十分でない場合に虫歯になっている現状があると聞いております。

○4 番 (鈴木 絹子) 保護者や児童、生徒への啓蒙、学習の機会はどのようにして見えますか。

○保健福祉課長 保育園では、園、家庭の両方で歯磨き習慣がつくようにということで生活カレンダーというものを利用したり、先ほど申しましたが歯科衛生士からの歯科指導を行っております。

学校では、それぞれに保健便りというもので情報提供したり、歯磨き習慣というものを実施していただいて、正しい週間となるように努めていただいております。

○4 番 なお、重複しますが、年に1回は歯科衛生士からの指導をいただいております。
 (鈴木 絹子) お配りしました真ん中あたりの表にいろいろありますけれども、子どもの歯を守るには正しい食生活と歯磨きが大事とか、正しい食生活の内容は家庭の食習慣や嗜好が影響するとかありますので、またごらんいただきたいと思います。

○保健福祉課長 次ですけれども、村内に在住されています安富教授の研究、助言を何回か聞くことがあったんですけれども、その分野では、教育のほうに、子どもたちのところに生かされているでしょうか。

○保健福祉課長 安富先生の研究、助言につきましては、保育園では直接先生に参観日に講演をお願いをして学習の機会を持ったりもしております。

○4 番 また、学校では、かみかみセンサーの指導、給食にかみかみメニュー、これは高野豆腐を中心としたメニューであります、を提供したり、そしゃく判定ガムを使っての集会を行うなど、研究、助言を活用させていただいております。
 (鈴木 絹子) よくかむことで唾液分泌が上昇しますが、唾液には大まかに8つの機能があるということで紹介したいと思います。抗菌性、でんぷんを分解する働き、粘膜の保護、飲み込みを円滑にする作用、口内が酸性に傾いたときに中性にする緩衝作用、歯の表面の保護、味覚を捉えるために溶媒作業、口内の洗浄作業だそうです。

○保健福祉課長 中川村の子どもたちの歯科の健康状態についてと子どもたちへの歯科指導の現状についての考察と課題についてお伺いしたいと思います。

○4 番 子どもさんの状況については先ほど申し上げたとおりであります、お話に出ておりますように、家庭でのいわゆる食習慣、特に親子間での歯科の、その歯磨きの指導を含めたかわりというものが重要かというふうに思います。

○保健福祉課長 分析はできておりませんが、親御さんの歯科の状況、あるいは家庭の状況と子どもさんの虫歯の関係については、これからも注目をしていきたいというふうに思います。

○4 番 (鈴木 絹子) 虫歯にならないための食生活の習慣や歯磨き、あと、3ヶ月～6ヶ月に1回は歯科検診を受け口腔ケアをすることが、歯の健康、ひいては全身の健康のために大切であるということをぜひ指導して、村の健康対策の一つとしていくべきと考えますが、その検診を進めるというところではどうでしょうか。

○保健福祉課長 お子さんに対することで申しますと、学校場で歯科医師、衛生士だけでなく、先生方からも、そういった指導というか、啓発はされているかなあというふうに思いますが、学校を出ますと、特に高校生以降の受診は果たしていかなものかという、ちょっと疑問もあるところでもあります。

○保健福祉課長 特に大人になりますと、痛み等を感じなければ受診をしないということが現実化というふうに思います。

○保健福祉課長 また、一旦治ってしまうと、また、いわゆる口腔のケアについては少しレベルが下がってしまうかなあというふうにも思います。

○4 番 中には、歯科の受診をされたのを契機に定期的に、大体半年に1回だと思っております、メンテナンスに通われるようになる方もいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

○4 番 子どもところに習慣づけられたことが引き続き大人になっても続けばよいのですけれども、なかなか社会人に出てからのところの啓発というのは難しいものがあるかなあというふうに思っております。

○保健福祉課長 (鈴木 絹子) じゃあ次、大人の健康、歯周病のほうに行きます。
 「大人の健康は歯周病予防から」と書きましたが、大人もちろん虫歯予防も大事ですので、子どものところと同様に考えていく必要があると思います。

○保健福祉課長 40歳以上では約80%の人が歯周病を持ち、歯を失う原因の約半数が歯周病だと言われています。歯周組織には血液が循環しているため、血液中に侵入した歯周病菌や炎症物質は血流によって全身に運ばれ、高血圧、動脈硬化、糖尿病、がん、認知症、肺炎など、さまざまな難治性の全身疾患を引き起こすことがわかってきました。歯周病は、原因細菌と炎症物質を長期間全身に供給し続ける代表的な炎症疾患だそうです。

○保健福祉課長 ここで伺いたいんですけれども、大人の歯科受診状況は、保健福祉課としては把握されているでしょうか。

○保健福祉課長 大人の歯科検診の受診状況については、現在は把握はしておりません。

○保健福祉課長 先ほど申しましたように、自発的に検診といいますか、受診をされる方もいらっしゃるかと思いますが、日本の場合、医療機関へのアクセスはフリーでありますので、網羅的に調べる方法もないのかなあということでもあります。

○保健福祉課長 検診ということでは、村では、おんなじ音の関連から、対象者を限定した形でありますけれども、歯科検診を推奨をしております。重度化してからの受診ということも多かったです、実際の受診は数人にとどまっているところではありますが、網羅的な数字は、先ほど申しましたように把握はしておりません。

○4 番 (鈴木 絹子) 課長が先ほどおっしゃいましたように、歯医者さんというと、どちらかといえば苦手な人のほうが多く、痛くならないと行かないとか、詰めたものが壊れたりしないと受診しないっていうことが多いかと思っております。

○保健福祉課長 今回調べてわかったことは、歯周病は怖いということです。自覚症状がないまま、痛みも感じないでじわじわと進行し、気づいたときには手おくれになりがちということです。これは大変なことだと思います。ぜひ定期検診を受け、口の中をケアし、健康に保つことが将来の健康に大きく貢献することになるわけですから。このことを村として、お知らせや宣伝などをぜひ出してほしいと思います。

○保健福祉課長 予防の仕方は次の5点について紹介したいと思います。1つ、歯ブラシだけでなくデンタルフロスや歯間ブラシを使っての口腔ケアをする。2つ、砂糖の接種は控えめに。3つ、定期的に受診し歯石除去など口腔ケアをする。4つ目、食べ物と食習慣を見直し腸内環境を整える。5つ目、歯周病の治療は日常の努力が大切、生活習慣を改善し予防することが何より大切。ぜひ村の健康対策の一つとして虫歯予防と歯周病予防の周知をすること、早い時期に具体化して進めていかれることを提案し

たいと思います。

3つ目の質問に行きます。国民健康保険料の都道府県化により中川村はどうか。

○保健福祉課長 県と市町村とで改革方針が協議されていると聞きますけれども、それはどのような中身か示していただくことができますでしょうか。

○保健福祉課長 国保の都道府県単位化が、正式にといいますか、スタートしますと、県の段階に国保の協議会が設置とされることとなります。正式な協議というのはその場ということですが、現在は、県内10の市町村の代表と長野県とで構成する長野県市町村国保運営連携会議というところで検討をしております。検討をしておる内容につきましては、もう既にお伝えしておるところでありまして、いわゆる納付金の水準の話と国保運営方針、これからの国保運営方針の基本的な部分のお話、こういうことでありまして、細かい部分についての協議という段階ではないかなあというふうに理解をしております。

○4 番 (鈴木 絹子) 長野県の総医療費は毎年増加しているといいますが、1人当たりの医療費も増加しているといいますが、1人当たりの保険料は全国で38位、低い水準です。また、県内での1人当たり保険料格差は最大で3.6倍あり、全国で一番格差が大きいと言われてます。

○保健福祉課長 中川村は、県内77市町村の中でどのぐらいの位置にある、保険料の順番なんですけれども、そのことは何を意味するものかわかりますか。

○保健福祉課長 議員の資料もご提供いただいておりますが、平成27年度の数字になりますけれども、一般被保険者、退職被保険者を合わせた全体ということですが、1人当たり医療費が31万13円で、77市町村中、高いほうから56位、年々増加しておりますけれども、県内順位ということではいいますと、都市による変動はあるものの、おおむねこの程度の位置かというふうに思います。

○保健福祉課長 保険料につきましては、1人当たりの保険料調定額でありますけれども、8万8,419円で、高いほうから30位ということになります。

○保健福祉課長 なぜこのようなことかということですが、医療費につきましては、長い、いわゆる保健活動の歴史の結果、このような位置におられるのかなあと、いられるのかなあというふうに思っております。

○保健福祉課長 保険料調定額につきましては、30位ということですが、町村の中では、所得水準としては平均的な部分かなというふうに思います。あとは、保険料の徴収の仕方といいますが、賦課の仕方、応能応益割という考え方がありますが、いわゆる能力に応じた負担をいただく応能のほうの割合が若干高いということから、このようなふうになっているのかなあというふうに思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) 先ほど運営方針の基本的な部分で、細かいことについてはまだ示されていないという回答いただきましたけれども、私が知り得た情報の中で、例えば標準保険料率の提示がされて、それを参考に各市町村が保険料を決定するというところで、その標準保険料率というのは何を基準にするものなのか、中川の現行との差異はあるのか、ないのか、差異がないようにするものなのか、このことで保険料が引き上げら

れることはないか、保険料は高い市町村の水準になることが十分に予想されるので心配です。そのあたりのことについて答弁をお願いできますか。

○保健福祉課長 基本的な部分の協議の中の一番の部分が保険料、標準保険料率のことになるわけです。これは、この標準保険料率につきましては長野県の責任において示すということになるわけですが、現在のなんなる村の国保税と異なるのは、長野県においては算定方式が3方式になるということでありまして、3方式といえますのは、所得、被保険者数、世帯数の3つの要素で算定をするということでありまして、現在、中川村を含む多くの市町村では、これに固定資産を加えた4つの要素、すなわち4方式で算定をしております。県の協議の場におきますと、国保被保険者が持つ固定資産は負担能力につながらないものが多いという評価をされたようでありまして、そういったことから県の段階では固定資産を要素から外したということでありまして、詳細については、標準保険料率はあくまでも参考でありまして、それぞれの市町村独自の算定基準で決定をするということになります。現行どおり4方式で行うことも当然可能であります。

○保健福祉課長 保険料の引き上げになるかどうかということですが、それは率ではなくて、実際に幾ら保険料を徴収するかという問題になるかというふうに思います。これまで試算というものも示されておるのですけれども、この試算に当たって設定した条件が実際に賦課することになる条件とちょっとかなり違った条件で算出をされておられて、したがって、その上がるとも下がるとも、正直なところは申し上げられませんが、今よりも増えるのではないかというふうに予想はしているところであります。ただ、どの程度ということはまだわからない状況であります。

○保健福祉課長 いずれにしても、村で保険料を設定するというにつきましても、国保運営協議会で検討をしていただくこととなります。

○4 番 (鈴木 絹子) 国民健康保険の保険料は非常に高いです。収入の2割近い金額で、国の制度が変わって国庫負担が今25%までに減額されているというところが大きいことの一つと、加入者は高齢者が多い、低所得者が多いということで、高い実感がより大きいものです。

○保健福祉課長 しかし、国保は社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする社会保障制度です。いつでも誰でもどこでも医療が受けられること、払える保険料であることが前提と思いますが、この点ではどう認識されてますか。国保のあり方としてもしお伺いできれば村長に伺いたいと思いますが。

○村 長 経過の中で、国民健康保険の加入されていらっしゃる皆さんの、失礼な言い方にはならないと思いますが、所得の現状ですとか、いろいろ議員のほうからお話がありました。決して所得の高い方が入っているとは認識をしておりませんし、制度として運営していく中では、皆さんからいただく保険料と、国ですとか、あるいはいろんな団体の支払基金、保険団体の支払基金があるんですが、こういったものから援助をいただきながら制度としては運営をしていくことになっております。したがって、払えないようになっていくか、保険料では成り立たないもんですから、当然どの世帯の

皆さんに、つまり応益分分ってということになるんですが、負担をお願いしながら、払えないような状況がないようにつくっていくと、制度をつくっていくという考え方はあります。よろしくお願ひします。

○4 番 (鈴木 絹子) 経済的事由による手おくれ死亡事例調査によると、2015年には63人、2016年には58人が経済的理由で手おくれとなり死亡しています。その中で、国保料が払えずに受診を抑制し、症状の悪化で助からなかったという死亡事例も報告されています。お金が払えないから受診できないということがないように、命と健康を守れるように、守れるような施策を確立していただきたいと思っています。

中川村では、2016年1月時点で資格証明が3件、短期被保険者証が17世帯発行されていました。同じく、2016年に滞納者が38人、そのうち1年以上が15人、2014年には差し押さえ6世帯、固定資産税等を含む形であったようですが、この世帯には何かほかの形でのフォローというか、福祉の適用のようなことがされたのでしょうか。生活実態を把握して、分割納入や国保料の減免措置をとる、または相談に乗るなど、そういうようなことがあったかどうか、この資料、私、勝手にした資料が間違っていればですけども、その中身について教えていただきたいと思っています。

○保健福祉課長 国保税の滞納処分に関しましては税務係の所管ということになりますが、いわゆる滞納を理由にして受診を抑制するといえますか、受診を控えてしまう、そのことによっていわゆる健康を害するという実態があるかないかということになりますと、現在のところは、そういう事例は聞いておりません。

滞納整理といえますか、滞納者との折衝の中で、そういった本当に危険な状態っていうものがわかれば、それについては、別途違う視点で受診を勧めたり、生活資金の貸し付け、社協等との連携によって経済的な支援をする等の対応をしておりますので、お金が本当になくて医療にかかれないという事態には、滞納者については陥っていないのかなあというふうに思います。

ただ、今後そういった事例が発生しないかという、その可能性は十分あり得るかなあとも思っておるところであります。

○4 番 (鈴木 絹子) 予算審議のときに差し押さえでタイヤロックを使う話が出ていましたが、県下77市町村のうち7自治体が2016年に実施していたようです。

都道府県化になれば、県にお金を納めるということで取り立てが厳しくなることが予想されますが、自治体の役割は主に住民福祉の向上であり、その方向に力を入れてほしいと思います。

次ですけども、保険者努力支援制度について、これについては、評価指標とポイントがあると書いてありまして、総得点に応じて150億円を案分するとありました。ポイントっていう言葉がつくと、つい何かこう競争しそうなイメージを持つんですけども、努力はあってもがむしゃらになってしまうのはいかなものかなというふうに思いました。27年度に支援交付実績が1,043万330円、軽減充当ということで下りているようです。ほかに具体的な評価指標というものが幾つかあるのでしょうか。今の時点では、まだそれは余りわからないものなのでしょうか。

○保健福祉課長 今お話にありましたように、保険者努力支援制度は平成30年度の都道府県単位化に合わせて確立をするということでありまして、個人と保険者の双方の取り組みを促す、そのためのインセンティブの付与というものであります。そのうち、保険者のうち、さらに国保についてだけは28年度から前倒しで実施をしているということでありまして、非常に細かな指標がありまして、現時点では、健康診断の、健診の受診率や保健指導、特定保健指導の率、メタボリック症候群の減少率、糖尿病、成人症の重症化予防、健康づくりへの取り組み等々16項目になりますが、完成時にはさらにその指標が増えるものというふうに思います。それも、いわゆるそれぞれの指標ごとの加点の合計で特別調整交付金が予算の範囲内で案分されるというものであります。要は総額枠を取り合う形になるものでありまして、インセンティブを当てにしてむやみに事業を拡大するようなことになると、いずれ財源のことで行き詰まるのかなあというふうに思います。

ただ、指標に掲げられたものを見ますと、こういった制度がなくてもですね、保険者が本来取り組むべきことかなあというふうに思います。お金が来るからやるというのではなくて、加入者の健康にとって重要なことを見極めた上で今後も取り組んでまいりたいと思います。

○4 番 (鈴木 絹子) 中川村の特定検診の受診率は高いということで、健康への意識の高さと保健センターの努力の相乗効果と思いますが、この点ではどうお考えでしょうか。

○保健福祉課長 受診率の高さにつきましては、お話いただきましたとおり、担当部門の努力もあるという点をご評価をいただいております。

村の特定検診の受診率は、平成20年度から毎年55%というか、50%の後半で推移をしております。県内順位が9位～13位くらい、全国同規模と言われる自治体の中でも15位～20位、約240ある同規模団体のうちの15位～20位ということで推移をしておりますが、27年度、ようやく63.9%ということで60%を超えまして、県内で7位というふうになりました。

特定検診の目的は、自覚症状のない生活習慣病を予防するというので、そのために、経年的にそのもろもろの値を把握し、異常でなかったとしても必要なら生活改善につなげていただくために受診をしていただくという意味合いでありまして、続けて受診をいただくことで、その検診結果とその生活の関連というものがご理解いただけるのかなあというふうに思います。続けてきたことの成果かなあというふうに思っているところでもあります。

○4 番 (鈴木 絹子) 国保の人に限った受診状況ということなので、現役世代の人がどのくらい受診しているのかは定かではないというふうにお伺いしました。その年齢層を対象にした何らかの働きかけをしていく必要があるのではないかと思います。村民の健康を維持し、将来にわたって元気な人が増えることは、医療費の軽減にもつながりますし、健康寿命が延びることにもつながります。村民がみずから健康を意識できるように、本来は子どものころからとも思いますけれども、40代50代のころからしっかり予防、対策ができるような指針、チェックリストなどを作成して指導を進めていっ

てほしいと考えますが、そんな構想はどうでしょうか。

○保健福祉課長 具体的なチェックリストというお話がありましたが、そこまでの構想はございません。

現在 40 歳～50 歳代の受診率は 50%前後でありまして、そういう意味からいいますと、半数の方の健康状態はつかめていないという状況かなあというふうに思います。これまでも、医療にもかかっていない、健診も受診をしていないというケースで、突然といいますか、急に重篤な脳血管障害や心疾患、腎臓病を発症するという事例がございました。そのような反省から、平成 26 年度から国保のヘルスアップ事業というのに取り組みまして、未受診者訪問というのを実施して、個別にご案内というか、指導といいますか、対応をさせていただいておるところであります。これについては妙案はありませんので、単に通知をするとか、広報するというだけではなくて、一人一人丁寧に継続して取り組んでまいりたいと思います。

○4 番 (鈴木 絹子) ぜひしっかり推進して行ってほしいと思います。

最後ですけれども、資料の一番後ろに長野県市町村国保分析表を載せてはあるんですけれども、医療費と保険料の関係についてよくわからないんですけれども、医療費が少なくなれば保険料に正比例するものなのかどうか、この表を見ている限りではよくわかりませんが、示していただけたらうれしいです。

○保健福祉課長 資料で示していただいた表は、現在の方法において、各市町村ごとに独自に設定をしている保険料のことであります。

基本的には、医療費が下がれば保険料は比例するものというふうに考えております。

県内の市町村の医療費格差というのは大きくて、22 年度では最大 2.2 倍というふうになっております。医療費の低さというのにも、健康だということだけではなくて、医療へのアクセス条件、つまり病院にかかりやすさというのも無視できない要因としてあるのかなあというふうに思います。このあたりも加味して考える必要があろうかと思えます。

○4 番 (鈴木 絹子) 村民の健康を増進することに、ぜひますますの努力をしていただくことを要望いたします。これで私の質問を終わります。

○議長 これで鈴木絹子議員も一般質問を終わります。

次に 8 番 大原孝芳議員。

○8 番 (大原 孝芳) 私は 1 問の質問をいたします。

まず、宮下村長、当選おめでとうございます。

もう、早いもので選挙からもう 2 ヶ月という月日がたちました。今回初めての議会でございますが、テレビを通して村民の皆さんもどのように村長がいろんな質問に答えるかを見ていらっしゃると思いますが、非常に、元役場の職員ということでありまして、また、そういったことも踏まえまして、きちんと答えを出していると、非常に安心しているのではないかと思います。そんなことで、私の質問にもよろしくお願ひしたいと思います。

まず、ここにも書いてありますが、選挙中のことをちょっと触れたいと思います。

4 月 23 日の選挙日だったんですが、その選挙のさなか、相手候補の法定チラシに村長の思想、信条に関する批判文章が出ました。新聞折り込み、あるいは運動員が手配りをされていたそうです。

私が思うには、本来選挙は政策論争をお互い戦うというのが常でございますが、今回にそういった非難文章が公の文書として出たということは、私も非常に残念なことだと思いますし、また、こうしたことがです、村民の気持ちに対してどんな影響を与えるかと、つまり、もし、私たち議員の中でこういった文書が出るってことは非常にタブーでございますして、決して、こういう私たちのような議論する中では絶対出てこない文書だと思います。しかし、なぜか選挙にとってはこういったものが出てきってしまうと、非常に私は残念だと思います。私は、こういったその誹謗中傷というのはどういう影響があるかといいますと、つまり、自分たちだけが正しくて、相手の考えは非常に、何ていうんですかねえ、私たちの考え以外にものはもうすべて認めないといった、そういったものに近いものではないかと、それから、もう白と黒っていうんですかね、ああいう人たちはこういう考え持っているからもう認めないとかですね、そういった、今国の中にもそういったような考えの方も多くいらっしゃるのではないかと思います。そういったことが村の中で行われてしまったということで、私も非常に残念だと思います。

それで、私たちは子どものころに、義務教育においては、いじめ問題についてもですね、人に人権、そういったものを重視するに限り、決してあってはならない、あるいは大人になっても、公民館等の教育の中でも、人権問題、男女共同参画といった、そういったこともしっかり私たちは勉強しているわけですが、なぜか、こういうときに人を差別する気持ちが出てきてしまう、そういうことだと思います。

それで、今回結果的には宮下村長が当選されましたが、少なからずこういったことをよしとした村民の方がいらっしゃるということは、私は認めないと思っています。したがって、このことについて少し村長と考え方をお聞きしながら考えていきたいと思えます。

まず、村長は、選挙中こういったものを目にしたときに、どのような直接、何ていうんですかね、感想を持ったかをまずお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、そのチラシがですね、配られたことについて、もう一回、ちょっと改めて私の知っている範囲というか、これは全体だと思いますが、もう一回考えてみたいと思っております。まず、今議員おっしゃられたように、これは、政治活動として街頭演説をして、そのところを聞きに来てくれる方に対してですけど、それに対して政策をもってチラシを配ると、こういう活動の一環だと思いますが、チャオの前での街頭演説の際にこのチラシが配られました。これは、法定 2 号という形で選挙管理委員会許可のチラシであります。私の選挙を担っていただいている対策の部門、対策部ではですね、いつとき選挙管理委員会にこのことについて問い合わせをしていったわけですが、これは受け付けられておるということでありまして、配付をとめるということにはならなかったと、これはできないという回答だったと思います。その夜の遊説に出

発する前に私が確認したことはですね、このチラシに関しての有権者の皆さんがどんな反応をするかということ、まず遊説に行く前に議論をいたしました。やっぱり、村民の方が将来、将来の村づくりを考えて候補者をこれから選択しようと、こういうときに村民の気持ちを分断するものというふうなことで、このチラシについてはそういう認識を共有したわけでありまして、むしろ、このことに対して抗議するというよりも、真剣にやっぱり政策を訴えて判断をしてもらうということに力を注ぐべきではないかというふうになりました。そういうことで、電話かけですとか、最終土曜日の街頭宣伝、電話での支持拡大に集中することに決めて、最終日までこの方向で運動をしたというふうな経過があります。

まず、個人的にはですね、このようなチラシが配られるときが来るだろうなということ、私は思っていました。実は、12月にですね、高山村で同じように村長選挙が行われたわけでありまして、これと似たようなチラシが配られました。また、新潟県の知事選挙でもこういったものが配られたそうでもあります。

このチラシの効果についてどうだったのかということでもありますけれども、私自身は宮下健彦と明日をつくる会というところから無所属で立候補したものでございますので、私の所属政党に関しての、何ていいますか、言い知れぬ不安というのを皆さん持っていてらっしゃることをですね、くすぐる、そういう内容であって、決して政策でどうだというふうな、政策を正面から批判をするようなチラシではなかったというふうに思っています。こういう言い知れぬ不安っていうようなものをですね、利用してというか、そういうことを使ってですね、村民の方に、これを読んだときに「やっぱりあの人が投票するのは、やっぱりやめたほうがいいかな。」と、そういうふうなふうの思いを持った人も中にはいたと思います。けれども、半面、若い人の中にはですね、土曜日の朝刊にやはり新聞折り込みと一緒にこの法定2号のチラシが差し込まれて配られたわけですが、これは違反でも何でもありませんけど、正当な選挙活動のやり方なんですけど、このチラシが、まず色が非常に強烈な色をもって目に飛び込んできたということでありまして、文章を読んでいるうちに非常に気分が悪くなったというふうに私の応援してくれる方のところに電話だかメールで言ってきた方もいらっしゃるようでもあります。こういうことを考えますと、チラシの意図するところが実際には反対に作用している場合もあるのではないかというふうに思いました。

ちょっと改めて思いますのは、やっぱり、議員がおっしゃられたように、選挙っていうのは政策で争っていくもんだらうというふうに思います。

チラシで左右されるようなですね、その程度の候補者というふうに評価されたならば、信頼がいただけない、要するに票が集まらない、その程度のものだったというふうにしかって思うしかないんですけども、やっぱり正当な、まっとうなやり方のほうがいいのかというふうに思います。

個人に対しての誹謗中傷っていう言い方になると、ちょっと今回のやつはですね、それとは少し違うのではないかなというふうに思っておりまして、先ほど言いましたように、その所属している政党に対しての、何ていうか、よくわからないというか、

昔いろいろありました——昔いろいろあったっていうか、そういうふうの一部ね、教え込まれてきた、あるいは割と年配の方の中にそういう考え方がまだ残っていらっしやる、そういうことを利用するというやり方については、これはまともなやり方ではないというふうに思っております。これは、だし事実とは違うと思っておりますし、だから私はそういう立場で今までやってきたということでもありますので、今回のことについては、ちょっと個人の誹謗中傷、直接的にはちょっと違うのかなという認識でありますけれども、いずれにしても、こういうことがやっぱり選挙の中で行われるというのは非常に残念だし、ましてや長を決める選挙もそうだし、やっぱり有権者の皆さんが選ぶ村議会の議員の選挙でも、やはりあってはならんことだなあというふうに思っております。

○ 8 番 (大原 孝芳) 今村長のほうからお答えいただいたんですが、村長はそんなふうに思われたっていうことです。私がそういったことを目にしたときに、例えばそういうことをですね、例えば村民の前で繰り返すということがですね、誰が幸せになれるんだらうと思うんですね。つまり、村長、我々議員もそうなんですけど、この村をね、よくしていこう、村民が幸せになろうとやっておるときにですね、あのね、考え方はだめだとか、つまり、そういう議論ならいいんですけどね、もう断定的に色づけして、この人たちは異質な考えを持っているという、今でいう、成立しましたが、共謀罪の延長線上にあるような考え方がですね、少なからず村の中にあるって、私は、そういうことをね、認識せざるを得ないと思います。したがって、私たち、こういった議会の中ではですね、きちんといろんな考えを言えるのが我々議会であるし、そういった、そうした、こういう場以外のところでですね、そういったことが堂々とやれてしまうということですね、まだ中川村の中にですね、民主主義がきちんと成熟していないと、そういう、言わざるを得ないと考えます。

それから、なぜこういった批判が飛び交うということは、今村長も言われましたが、村長の考え方がイコールですね、その大きなバックボーンに、つまり、前村長のときもそうだったんですが、時の政権、あるいは権力に対して物を言うことによって、例えば中川村に、税金のですね、例えば仕事ですね、交付金が少なくなってしまうたり、そういうことが起きるんじゃないかっていうような、私も以前、前回質問しましたが、村民の中にそういう考え方がですね、少なからずあると思います。特に、国のですね、現在の今問題になっている、例えば国の首相がですね、加計学園の問題でそんなくしているっていうような話になりますとですね、実際こういうことがですね、起きるんだと、つまり、もし中川村が、もし非常に、首長がですね、非常にそういうことにたけた人がもしなって、近い人がいらっしやればね、中川村においしい何かそういったお金が来るんじゃないかっていうようなね、そういうふうにも勘ぐらざるを得ないですよ。つまり、政治っていうのが、そういうふうにならね、何か首長がそういう能力を持っていればですね、中川村だけ特別扱いしていただけるようなね、そういうことが現実起きるんじゃないかというふうなね、そんなことをもし思っているとしたら、私は、もう本当に大間違いだと思うんですよ。したがって、ぜひ、宮下村政の4年間

はですね、そういう覚悟でしょうけど、つまり、自分の思想、信条と違ってですね、村長、本当に性格もよろしいですし、それから、村長にはね、いろんな考えの方が多分投票されていると思います。いろんな考えですよ。ですので、4年間できちんとね、つまり、そういう考えで政治っていうのは動かないと、きちんと村民を幸せにするためにはですね、そんなことはね、大きく影響しちゃいけないし、今みたいに、政治っていうのはね、税金を公平公正に使われるっていう、国からもそうだし、村の住民にですね、そういった公正公平に使われるっていうことがですね、行政の務めですよ。ですので、4年間で、ぜひね、私はそういうことをやっていただきたいと、したがって、もし村民の皆さんにね、もしそういうことをして、つまり、分断をさせるようなことをしてね、していけばですね、誰も幸せになれないっていうことをね、ぜひ、私は、4年間でね、村長は示していただきたいと、ちょっと私、持論を申し上げましたが、少し、この4年間ですね、そういった村民が少なからずいらっしやる中でですね、村長の、その何ていうんですかね、政治とですね、実際の行政の中身ともろもろね、例えば村長の思想、信条等がね、絡み合いでね、何か仕事に影響してくるっていう方が少なからずいらっしやるもんで、そこら辺に対してちょっと説明つつうか、自分の考えをおっしゃっていただければと思いますが、どうですか。

○村長 自分のその信条とするところと、例えば住民の皆さんがですね、圧倒的に多くの皆さんが議論する中で、やっぱり、これはこうにしてもらわなきゃいけないっていうふうなぶつかり合いとか、かみ合わないこともあるかもしれないですね。そういったときについてはどうするんだっていうことですけど、そのときには、やはり、それは、政策としては議会の皆さんのご判断をいただいた上でどうするかっていうことになるかと思いますが、そのときは、あくまで思想、信条に基づくものを貫くということは、方法としてはちょっと考えていないと、ただしですね、私が出た根拠っていうのは、やはり宮下健彦と明日をつくる会という皆さんの中で政策に掲げた点、7点ばかりありますが、そのところでもって私は政策を掲げ、村民の利益を合致するということを推し進めるという立場で出ておりますので、そのことだけは大切に、あくまでも貫いていくという、そういう思想的なことは思っております。

そういう中でですね、私自身も、この間、いろんな方とお話をしたり、いわゆる保守系と言われる方の大変な地位にいらっしやる方にもお会いしていろいろお話する機会もありました。私とすれば、これは、行政の長として、あくまでも村民の代表としてその利益を守るために、いろいろな制度上の中で、そういう地位にいらっしやる皆さんにお力をお借りするというようなことについては、当然相談に行ったりお願いに行くということはやぶさかではありませんけれども、ただ、根本的なバックになるところでは、私はちょっと受け入れられないなということについては、よく議論した上でですけれども、それは、私としては提案をしたり進めるというわけにはいかないと、ただ、大きな、繰り返しになりますけれども、大きな背景としては、村民益を守るっていうことであれば、そういう立場でやっていくと、あくまでそういう決意で今おりますので、よろしくお願ひします。

○8 番 (大原 孝芳) 先のですね、戦没者追悼式のですね、中で、村長のお話がですね、信毎等に挙げられましたですね、過去の戦争に対してですね、きちんと意見を述べられたと、それから、上伊那の戦没者の会長さんもですね、同じようなことを言われたと、常日ごろ、前村長のときにはですね、非常にそういった言動が多っていうこととでね、いろいろ苦言も出てきて、言われる方も村民の中にいらっしやるんですが、私としてはですね、それだけ注目されているということなんだろうけど、中川村がですね、しかし、今回、請願、陳情の中でもね、いろいろ憲法、あるいは共謀罪の話も出ているんですが、つまり、私も常日ごろ言っているんですが、中川村の、今言われたように村民益ですよ、つまり、国のそういった物事の進め方がですね、必ずしや村民にも返ってくるっていうことをね、これはもう今までの歴史見てもずっとわかっているんですよ、それに対して首長がきちんと物を言わないっていうことのほうがね、私は、おかしいんであってね、だから私は、今回の所信表明でもですね、きちんと平和のことに対しても触れていますしね、だから、常日ごろ、つまり、そういうことはね、きちんとね、首長として、村民の守るというスタンスであればですね、きちんと、そういった国のですね、政策に対してもきちんと物を言っていくっていうことはね、それはもう首長の当たり前のことでね、私、今までそういうことをやってこなかったことのほうがね、やっぱりおかしいんじゃないかっていうふうで、ぜひ、私は、そこら辺はね、ぜひ、宮下村長もですね、思いをね、常日ごろのいろんな場面でもですね、発言していただくことのほうがね、自然じゃないかと考えるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○村長 できることならばといいますか、そういう立場で常に——常にというか、そういう立場をきちんと表明するべきときには表明をしていくという、そういうふうなことを決意を持ってやっていかなければいけないというふうには思っております。

ただですね、恨みという言い方はないんですが、非常に、実は、戦没者、それから戦争犠牲者の追悼式、このときにも式辞を述べさせていただきましたが、私とすると、あの考え方っていうのは、恐らくどなたもですね——どなたともは言いませんが、圧倒的多くの方に理解される、指示をしていただける考え方だ、つまり、だと思っておりますので、そういう立場を、やっぱり私の、何ていいますか、考え方と多くの皆さん、遺族、戦争の犠牲になられて遺族となられた皆さんですとか、戦争で多くの方が犠牲になったわけでありまして、こういうことを経験されてきた皆さん、それから、そのことをもとにしてやっぱり戦後の日本が出発しているということは、私の考え方も、やっぱり、その後でいろんな本を読む中で固まってきたわけですけど、多くの国民のですね、願ひ、気持ちで合致すると思いましたので、私はこういうふうに言ったということでもありますので、時と場合によっては、そういう発言はしてまいりたいと思っております。

○8 番 (大原 孝芳) では、1問目というか、①のほうについては以上とします。まず、②のほうで、前村長からいろんな事業に対して、29年度の事業に対していろんな引き継ぎがあったと思います。そこで、前村長がちょっとやり残したというか

すね、一応提案はされていたんですが、2つの事業について今後どのように進めていくかについてお伺いしたいと思います。

まず第1に、きのう、先週、一般質問で5番議員の質問と重複してしまうんですが、チャオ周辺の活性化ということにつきまして、私たち議会としてはですね、こうした事業、例えば関係者を集めて、それからエルメスの方ですかね、あれはコンサルじゃないかもしれませんが、そういったことの先生を呼んでですね、いろいろお聞きしたり、また研究会等を行われてきたっていうことで、報告だけありましてね、私も詳細には承知していません。

それで、先週も話が出たんですが、議会でもいろいろチャオの問題についてですね、毎回いろいろ一般質問出ています。やっぱり心配しているんですね。みんなね。それで、何が心配かという、やっぱり人の流れがですね、非常に将来進むんじゃないかっていうことだと思います。

それで、最近の事例ですとですね、田切に道の駅っていうのがオープンいたしましてね、そして、そのときに我々の議会の中でもですね、あれができたときにどういう効果があるだろうっていうような話も出ました。そうすると、あそこが盛るようになるとですね、チャオに大勢人が来るんじゃないかとかね、プラス思考でいうとそういうことですね、逆、マイナス思考ですとスルーして向こうへ行ってしまふんじゃないかっていう、そんなような話も、ここですとね、前村長のときも出ました。だから、非常に、でも、今どういうふうになっているかっていうこと、私も分析できないんですが、それほど、例えば人の流れがね、大きく変わったっていうふうには、ちょっとね、私自身としては感じていないんですが、ほかの役場の職員の方々はね、どういうふうに見られているかわかんないんですが、それで、一番大きな問題っていうのはですね、来年いよいよ駒ヶ根まで中田切の橋が開通してですね、あそこ全通するっていうようなお話を聞いています。そうしますと、もう本当に駒ヶ根まで、どうですかね、坂戸からだ10分か15分でね、例えば駒ヶ根を抜けちゃえるぐらいの時間だと思います。あそこね、できちゃうとね。ですので、そうしたことがですね、例えば買い物の問題とかですね、それから人の流れが一層、こう、何ていうんですかね、逆に遠距離まで行っちゃうかもしれないし、ですので、チャオにとまる、何ていうか、何ていうかね、とどまるっていうんですかね、ステイする人たちがいかほどいるかっていうことですね、非常に疑問視されると、それから、よくリニアの問題もこれからどういうふうを考えていくかっていう話も出ているんですが、飯田もどどん、あそこ道路改良して、長野県駅から、あそこ片側2車線道路をね、つくっていくっていうことで、飯田市立病院のあたりからドーンとあそこに抜けていくわけですよ、座光寺の交差点あたりからですね、そうすると、非常に道路事情がいいもんですからね、恐らく動き出すと思うんですね。そうしたときに、中川村の皆さんたちがね、どういう行動をとるかっていうことが懸念されます。

それで、現在も大変、以前もある議員がですね、現在も大変、今のチャオの状況はくるしよっていうような話もね、ここで提案されていますし、だから、こう余りいい

要素っていうんですかね、これからあそこが活気をするっていうようなね、っていうよりも、逆にスルーして出ていってしまうじゃ、吸い込まれちゃうんじゃないかっていうようなね、そういうことのほうが、こう、パッと見たときにですね、懸念されると思うんです。

それで、ぜひ、私は早い時期にですね、この問題については取り組んでいかないと、例えば結果が出てからね、なかなか、こうやろうとしても、なかなか、その気持ちも萎縮してしまうっていうかですね、ですので、なるべく早い時期に立ち上げ、例えばやるっていうことでね、何かそういった研究会を立ち上げるっていうことでこの前答弁があったんですが、それと、もう一つね、今あそこにつくっちゃオもあったり病院があたりですね、それから滝の沢の団地があつて、非常にこう、ゾーンの的に見るとですね、非常に、公園があつたりで、ですので、私は、そこにかかわる方たちがですね、例えばチャオの関係者とかですね、そういう人たちがばっかではなくてですね、あの中央地区のね、とか、あそこに一般の人たちも巻き込んで、あのゾーンのエリアをね、公園からずうっとあの広いあそこ一帯、ああいう人たちが、どういうことをね、したいかっていうようなことも含めてですね、それから、つくっちゃオの向こうにね、何か宅地造成になっていくような今様相を呈していますよね、あそこに少し、ですので、あの地域、曾我村長のときにも、前村長のときにも、あそこをいろんなことをやろうとして、結果が今なんです、もう少し膨らめて、あのエリアをどういうふうにしていくかっていって考えたときに、村民が当然あそこにね、来たがるっていうことがまず第一条件ですよ、人に来てもらうっていうよりもね、村民があそこにまず来たがるようなことをしていかなきゃいけないかなあと思うんです。したがって、私は、要望としてはですね、いろんな人を巻き込んでいくっていうことがね、地域も巻き込んでいくっていうことが非常に私大事だと思うんですよ、関係者だけじゃなくてね、それから若者の年代も、ですので、ちょっと要望だけしておきますが、決めていくにですね、それから、議会からも上げていってほしいですしね、だから、いろんな人たちのね、何をあそこでしたいかって、つまり、もうちょい危機感を持ってやっていたほしいと思うんですが、これからやっていくということでお話聞いていますので、具体的な案は出ていないと思うんですが、今私の話を聞いていただいて、何か村長、もし思いがあればちょっとお話いただきたいんですが。

○村 長 この問題については、どうもチャオのにぎわいだけっていう、ちょっと私も狭く考えていたんですけど、おっしゃるとおり、国道も来年の30年の年内中には、何ていうんですかね、駒ヶ根までの田切のあたりを今橋をかけたりして直していますけど、あれがどうもつながるっていう、年内にはつながるといってお話もお聞きをしておりますので、そうすると、やはり人の流れは大きく変わるだろうと思いますし、やっぱり、先ほどリニア県内駅ができて、当然、今いろんな要求はそれに向かつてのアクセス道路をどうするかっていう、もちろん鉄道からもうまくアクセスできるように中間駅をつくったらどうかというような、そういういろんな角度からの検討をされていますので、大きな流れの中で、あそこだけがこう取り残されるような考え方じゃまずいなど

は思いますし、あそこだけっていうことは、やっぱり中川村全体が取り残されるようなことではいかんと思いますので、そういうことも含めて、やっぱりチャオの当面あのところを、やっぱりそういう大きな流れの中でどうしていったらいいのかっていう議論はですね、していかんやいかんのだろうなという、今、ふうにも思っております。

それで、実はですね、その中で、あそこの某スーパーっていうんですか、大きなスーパーが来たんですけど、あそこのバイヤーっていいですか、出店を計画されておった方にお話を聞きましたら、その方は、もう綿密な市場調査を丹念にやった上でですね、人の流れも将来どういうふうになるだろうかと、もちろん道の動きも見た上で、それで出店を決めていくと、確実にその出店したところについては採算はもうきちんと合っていく、そういうふうなところでやってきた方もいらっしゃるようです。専門家の方も。ですから、私が今思っているのは、中央のあの狭いところの、当然理事長さんとか当事者の皆さん、農協の皆さんもそうだし、そういう人たちも加えて、やっぱりこう大きくものを考えていける、実際に携わった人にもアドバイスをいただいたりしていくということが必要ではないかと思っております。

組織をどうするかという話の中で、いろんな方の、中央というエリアを広く考えるならば、確かに昔あそこのところに、いつとき高齢者を中心にした、最初はですね、共同住宅をつくって、やはり診療所にも近いし、お互いに管理というか、いろいろお世話したりするにも後々いいから、あそこにつくろうっていうことから検討が始まったところ、それが今の滝戸に下りてきたわけですけど、滝戸の住宅になっているわけですけど、その跡地が壊されて、あそこにうちが1軒、1、2、3、4軒ですか、4軒建ってきたという経過もありますし、中央自体が、地区自体がですね、住民の皆さんのいろんな思惑とか、この地区をどうしたらということとは別にどんどん変わっていつているなということもありますので、あの地区全体として捉えるっていうことも考える必要もあるかと思っておりますので、いずれにしてもですね、議員の皆さんにもご意見を伺っていかんやいかんことはあると思います。ですから、そういう面で、どういふふうな組織をつくっていったらいいかっていうのは、ちゃんとつくった上でですね、検討した上で広く研究をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○8 番 (大原 孝芳) 今、じゃあ、チャオのことについてはですね、29年度中に立ち上げていただくっていうことで、この前もそうですし、返答いただいておりますので、ぜひ、何ていうんですかね、今のうちにやっておかないと、やっぱるすごい、私、時間が経過すればするほどですね、大変なことになってしまうんじゃないかっていうような気もしますので、ぜひ、まず会議を持っていただくっていうことが大事かと思って聞いていました。はい。

続きまして森林バイオマスの活用についてということで、これも前村長のときにある方向性が出まして、それから、私も一村民としてかかわらせていただきましたので、いろいろボイラーとかですね、あれをいろいろ一緒に見させていただきました。実際の先進地をですね。それで、これについては、地方創生のお金を使ってですね、研究、研究をしてですね、きちんとした冊子ができて、そのバイオマスボイラーの設置の可

能性といったですね、そういったものがきちんとでき上がってしまっていて、議会にも説明していただきました。それで、あとは、いつごろそれを、導入する可能性を是としているのか、そこら辺から、まだこれからやっていくと思うんですが、可能性としてはですね、あるということで報告書ができていますので、あとは行政トップの判断が、あと求められるんじゃないかなというふうに聞いています。

それで、先進地に、私たちがそういう、私も誘っていただいて見たのはね、根羽村とか、それから北信のほうですと長野市の前合併しちゃったところで、ちょっと忘れちゃいましたが、あるちっちゃな村だったんですが、それから小川村のほうですか、あっちのほうがですね、実際に公共施設の温泉に、三セクみたいなところ、望岳荘と同じようなところなんですけど、そこにボイラー入れて、それで沸かしてしまっていてね、非常に、そんなに手をかけずにですね、職員の方がまきを、チップじゃなくて実際のまきを入れてやっているところを見てきたんですが、今非常に性能が高いボイラーが入ってしまっていて、ああ、これならできるかなあっていうふうに行った方がみんな感心して帰ってきたんですが、なぜそれが私は必要かといひますと、エネルギーの地産地消っていうのはもうずっとと言われてしまっていて、今回も小水力の見地調査でね、予算つきましたが、太陽光、今ほとんど代替エネルギーっていうのは太陽光がメインで、あと、うちのほうには風力っていうのはちょっと無理なんですけど、小水力もなかなか、水源がですね、なかなか中川村には乏しいんですが、森林といひますと、非常に中川村には豊富なものがあるっていうふうには私も感じますので、もしこれが、例えば今具体的になっているのは望岳荘なんですけど、例えばこれが農業の関係のハウス栽培にボイラーを入れるとかですね、これがもし成功すれば、そういうところへ進んでいくかと思われまひ。それで、そこに、もし燃料として木がですね、必要だったら中川村のを使うっていうことでね、そういう地産地消っていうのは、そういうエネルギーの循環をね、だから、お金を中川村の中で回しましようっていう考えで、前村長もね、進めたと思ひますが、ぜひ、ここら辺についても、いろんな補助制度もあるように聞いていますので、そこら辺をぜひ前向きに進めていくことが私は必要だと思ひますが、村長も担当課からいろいろお話を聞いているかと思ひますが、現在どんなような感想をお持ちでしょうか。

○村 長 振興課長のほうから報告を受けております。

私も森林整備計画の後にはバイオマス活用構想、これを読んで、全部きっちり理解して頭の中に組み立っているわけではありませんが、ザ・斜め読みと言ったら怒られまひますが、一応概略は目を通しております。

課長から報告を受けておりますのは、昨年度実施をしまひた例えば望岳荘へのバイオマスボイラー導入検討業務について、導入による燃料費等の削減効果、森林整備の促進効果などの検証とともに燃料となるまきの需要量と供給体制、ボイラー機種の設定、施設の設置場所や概算事業費、それから今お話がありました対象となるような補助事業、こういったものについても検討を行ったということで、検討結果の概要については議会のほうに3月17日の議会全員協議会に説明をさせていただいておるとい

うふうに聞いております。

導入による一定の効果は見込めるという総合的な評価だというふうに聞いております。

ただし、導入については、設置場所ですとか事業費、それから財源、安定的な給湯、まき、燃料が供給をずっとし続けることができるのか、それから、稼働後の維持管理など、もう一遍検討した上で判断が必要になるだろうというふうに報告を受けております。

何ていいますか、そういう段階で新しい方針については新村長に任せるといふところでとまっておるようでありますけど、いずれにしても、基本はですね、例えば重油を——重油っていうか、化石燃料を外国から運んできて、それを燃やして、二酸化炭素を要するに、何ていうか、要するに、何ていうんですかね、新たに二酸化炭素を生物由来に還元しない部分で大気に放出するというやり方については、大きく見るとまらずいと思うし、その買ってきたお金、お金をたくさん払って、これが結局産油国のほうに流れていくっていうことになるとしたら、ここにあるものを回していく、地上にあるものをもし回せるのであれば、この中で循環が行われる、確かに理想だと思います。これについては、私もできるだけ化石燃料を減らしていくという立場で事業を進めていくということをおっしゃるので、これについてはやりたいと思います。

ただ、本当の意味で言ったら、長い目で見てですね、本当にこれが一過性でうまく——一過性でという言い方はないんですが、ずっとこの循環が行けるように、森林の持っている要するに燃料としての量、それから切り出し、間伐材を利用したりいろいろするときの切り出してくる量、それからまた、何ていいますか、いずれはその皆伐っていうかしながら、報告書を見たら、そういうことをしながら確保しなきゃいけない、それで、それを切っちゃった所はまた山に返しながらかつて循環しなきゃいけない、それで、出てきた材木はどうするかっていうたら、確かに一時ストックをして、それを今度は使用する所に運ぶ、そこからお金を得る、切り出す体制と運び、それを、何ていいますか、供給するそういう人たちの仕事がうまく回れるような量等、将来にわたってその仕組みができるかっていうこともやっぱり考える必要がありますので、ちょっと真剣に、ちょっとやらなきゃいかんと思っています。構想とすればすばらしいことではあるんですけど、採算が結局合わなければどうしようもないっていうことになっちゃうし、心配なのは、やはり、これをやることによってですね、やっぱり行政から、またやっぱり何らかのお金を突っ込まなきゃという言い方はないんですが、そうしないとこの仕組みが回らないっていうことになるとしたら、多少のやっぱり補助は必要なのかなっていうこともありますが、突っ込んでこれを支えなきゃいけないというふうなことがあるとしたら、これはやっぱり本当の意味での、やっぱり地域循環のエネルギー利用にはならんのかなという気もしますので、ちょっと何とも申し上げられませんが、ちょっと今そんなところも心配しながら、物は考えたいというふうに思っております。

○8 番 (大原 孝芳) 今、村長の考え方としてはね、前向きだというのは今聞き取りまし

た。

それで、ちょっとまだ時間がありますので、ちょっとその辺についてね、私の私見ですけど、ええとね、まず、そのボイラーをね、望岳荘のボイラーに何で森林バイオマスかっていうと、私の聞いているところだと、非常にボイラーがしょっちゅう故障していたりですね、それから、今電気の——電気で熱を起こす方法をとったり、非常に何か使い勝手が悪いっていうことと、昔から言われているんですが、重油ボイラーっていうのは耐用年数が非常に短いっていうことはね、常日ごろ言われていて、何かそういうところから、じゃあバイオマスボイラーがどうかっていうような話も出てきたんじゃないかと思えますし、規模的には、今森林体験館で、今ペレットのボイラーでやっていますかね、あれ、ですので、今非常にバイオマスボイラーっていうのがですね、外国製が主なんですけど、非常に使い勝手もいいし、何ていうか、耐用年数も長い、それから非常に効率がいいっていうかね、そういうところが結構出てきているっていうことも一つの要因だと思います。

それから、今村長が心配されたですね、それがですね、税金、ずっとその面倒見ていかなきゃいけないんじゃないかっていうか、あのね、そういうことについてですね、私も連れていっていただいているいろいろ聞いてくる中で、まず担い手については、ある、ええとね、振興課長は知っていると思うんですけど、町の名前は忘れちゃったんですが、あのね、そこは、ええとね、営農組合がそれを担っていました。つまり、営農組合っていうのは農業だけですよ、それがねえ、その営農組合がちゃんと機械を持って、それで農業もやりながら、つまり農業もちょっと抜けるときがありますよね、そういうときにね、一緒に同じような、例えばユニックとか重機とかですね、そういうことも一緒にその営農組合の中でやって、そしてそれにも加わって、常に材木を供給できる体制、あ、副村長一緒に行かれましたかね、ですから、そういうところがあったんですね、だからね、非常に、今我々の時点ではちょっと予想もつかないようなね、そういう先進地もありますので、ぜひそこら辺も参考にさせていただくとね、中川村でも営農組合が立ち上がったばつかなんですが、そういう事例もございます。

それから、あと、その供給の、その実際にね、木があるかどうかっていうことは、資料を見ますとね、こう何㎡って出ているんですが、やっぱりね、私もちょっと携わったことあるんですが、やっぱり、いっぱいこう里山に木が、今雑木でですね、非常にきちんと整理された木じゃないんですよ、非常にずっと放置された木があつて、それを切ってもですね、なかなかお金にならないもんで、補助金でみんなやっているんですが、そういったことも、もし少しでもお金の還元すれば、地域もね、一緒になって、支障木とかですね、そういうのにも多分手つけるでしょって予測するんです。

したがって、一つの最初の動機は望岳荘にペレットボイラーを入れるという出発点であるんですが、それが発展的に、村のその木がね、財産だっていうような感覚にも変わるとすればですね、これ、私は、そういった今までですと非常にお金にもなんなかったものですね、それが、大もうけはできませんよ、しかし、地区にも対してもですね、少しでもお金出れば、みんな一緒になってね、あとで一杯飲むお金が出れ

ばね、それでもよしとすれば、じゃあ、みんなであそこの木切って、それで、ある貯木場へ持って行ってね、それをじゃあボイラーで、望岳荘なり施設で燃やしてもらって、そしてそれが幾らになったと、そういうようなね、そういうようなところから始まって行って、林業っていうものをね、再生していくっていうか、ちょっと長いスパンかかるでしょうが、だから、今回ね、望岳荘へもしそれが設置されれば、私は一つのね、こう林業に——林業って言うのは大げさなんですけど、里山整備に一步踏み出せたと思うんですね。ですので、そういう仕組みを、まずこんなことができるっていうこともね、多くの村民は知らないし、この前も商工会長も一緒に行っていた、一緒に行ったんですがね、やっぱりちょっと非常に興味を持っていました。

それから、ええとね、まず場所がないとか何とか、いろいろ言っていたんですが、どこへ設置しようとかね、あそこ狭いですよね、望岳荘、とりあえずね、だから、逆に私たちが見させていたところはね、逆にオープンにするんです。つまり、こんなボイラーでね、木を燃しておってね、お湯が沸くんだよって、それが逆にね、プレゼンになるんですよ、来た人にここの、例えば望岳荘のお風呂はね、自然エネルギーのお湯なんだよって、よく私たちが子どものころ、まきでたいたお風呂あつてね、やっぱりちょっとお湯の軟度とか硬度とかいうんですか、何かいろいろ違うみたいっていうじゃないですか、よく、冷めにくいとかね、だから、そういうね、何か逆にね、そういったものを利用して、つまり、そういうことをすることが、望岳荘の例えば一つの温泉に、天然温泉じゃないにしてもね、ちゃんとそういう巻きで沸かした温泉だよっていうこともね一つの売りになるんじゃないかっていうくらいの、それから、あと、私たちと一緒にいった仲間はですね、これをどうしても進めてほしいっていうような声も聞いています。ですので、村長の認識を、ぜひまたいろいろ聞いていただいてですね、ぜひ早目の、前回はいろいろスピード感を持ってやってほしいっていうようなこともありました、ある程度もう準備はできているんじゃないかと思えます。ですので、ぜひ前向きに進めていただきたいと、それについてもう一度ご答弁をお願いします。

○村 長 研究する中での要素として、営農組合が担っているところがあるというお話は初めてきょう知りまして、そういうことをやっているところがあるとしたら、今までちょっと私（大原議員「じゃあ後で聞いてみてください。課長に」）ええ。3番議員さんですか、当面は、まず農業のほうの刈り取りですとか、ああいうところで営農組合については、まず——営農組合っていうか、法人ですか、まずやっていただきたいということを申し上げたんで、ちょっと違うのかなあ、ちょっと認識がね、まだ違ったのかなあと思いますが、いろいろ地域全体でやるっていうことだと思うんですよ、今の例っていうのは、もしかしたら、そういうところへ、例えばこうスタンドがもうなくなっちゃうとかいうのを、地域住民の誰か、こう免許を持って、こう運営しようとか、きっとそういうような社会なのかなあっていうか、世界っていうかね、の中で取り組まれているのかなあと思ったんですが、もうちょっとよくお聞きをしたいと思っております。

里山の整備とあわせてやっぱりやるべきだということは、私もですね、実は商工会の会長さんも強くおっしゃっていて、けものが出てくる云々も放置しておいて柵だけ囲うっていうやり方じゃなくて、あそこにもう少し里山の整備もしながら資源として使うことも考えていったらどうかというようなことも、お話も伺っていますので、そういう角度からもやっぱり検討したいし、もしやるとしたらですね、例えばこう道路やなんか大きな木がかぶさっているわけですよ、あれも、所有者の方に了解を求めた上で、了解していただいた上で、もう燃料として、もう切っちゃうっていう、すごく乱暴な言い方ですけども、使うことができないのかとかいうことも含めてですね、広く、じゃあそれを切り出したり、事業としてやったらどうするのかっていう、経済的なことになりますから、構想とすればすばらしいんですけど、とにかくいろんなことも含めた上でやっぱり採算どうなのかっていうところにどうしても気持ちが行ってしまいますので、そういうことも含めてやっぱり検討はしたいと思っております。

○振興課長

先ほど営農組合がというお話がありましたが、小川村の、あれは、ちょっと名称は、正式な名称は忘れましたが、林業公社、公社でやっている事業だと思います。小川村では、公社の農業機械を持って、あそこは大豆が産地ということもありまして、公社のほうで受託をして、作業を受けたり農地を借り受けてやっているということと、昔からやはり林業、製材の工場といますか、そういった機械も持っていて、その延長で今、そのまきのボイラーの燃料供給っていうこともやっているっていうことで、営農組合ではないと思います。

○8 番

それから、今村長の申し上げた、小川村では道路沿いの木の伐採したものをやはりそこに持ち込んで燃料として使っているという話も聞いていたということでもあります。（大原 孝芳）すみません。今、じゃあ課長が言ったように、あれ小川村でしたっけ。（振興課長「小川村です」）小川村ですか。すみません。私が見せていただいたのは、今、小川村で、今言ったように、私の今言ったことが、じゃあ、営農組合だけじゃなくて、その公社っていうのがいろんなことを、営農と、今、森林のほう、両方やっているっていう、そういう、ですので、つまり、しかしながら、農業をやる方もですね、一緒に林業も一緒に行っているっていうところですね、中川村も、もしそういったことが、例えば、例えばある建設会社さんがですね、そういうことを受けたっていいわけですよ、ですので、そういう担い手も含めてですね、一緒になって考えていただくと、商工会長も結構、非常に興味を持っているっていうような話も今ありましたので、ぜひ、大もうけにはならないんでしょうが、しかしながら、やっぱり環境もよくなるし、さっきの、今、支障木についてはですね、地域がよくなって、なおかつお金が少しでも入って、それが地域のためにお金が循環するっていうね、一つが一番、中川村の一番最初のいいモデルになると思うんです。そんなふうな、今私も話もしていながら、今も考えたので、ぜひ村長やって、前向きにやっていただけるといってご答弁をいただきました。

以上をもって質問を終わりたいと思います。

○議 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
 ここで暫時休憩とします。再開は午前 11 時 5 分とします。
 [午前 1 0 時 5 1 分 休憩]
 [午前 1 1 時 0 5 分 再開]

○議 長 会議を再開します。
 休憩前に引き続き一般質問を行います。
 1 番 高橋昭夫議員。

○1 番 (高橋 昭夫) 初めに、村長就任おめでとうございます。
 村発展のために大いに力を発揮していただきたいと、こう思います。よろしくお願
 いいたします。
 私は、通告をいたしました今回 2 点通告をいたしましたけれども、宮下村政のこれ
 からの考え方というもの、それから、もう一つは村の環境、村の動植物保護と環境保
 護についてと、これは美しい村ゆえにちょっとこだわってお聞きをしてみたいと、こ
 う思うわけであります。
 初めに、宮下村政をスタートをして初議会であります。その議会の最後の一般質問
 ということで、よろしくお聞きしたいと思っております。
 村のリーダーとして、また行政の理事者として、宮下村政のこれからの考え方につ
 いてお聞きをしたいと思うわけですが、その中で、公約にも示されております
 けれども、先ほどの答弁にもありましたが、何かしらの村民の声を重きにしてこれか
 ら進めていきたいと、こういうお話がありました。地域との話し合いを重視されると、
 こういうことかと思っております。その宮下村政、10 月には、最初にやりたいというよ
 うな声もお聞きしたわけですが、村政の懇談会など村民との対話をどう重視とい
 いますか、考えておられるか、初めにお聞きしたいと思っております。

○村 長 5 番議員さんにもお答えをいたしました、住民の皆さんの声を大事にしたいとい
 うのは、政策に関しての、やはりまだ理解もない、いただいているということもわ
 かりますし、また逆に文面面だけでは何をしようと思っているかわからないというこ
 ともあるかと思っておりますので、そういう面からも、地区、方向としましては——方向っ
 ていいですか、まず地区別の懇談会を行うこと、それから、年代別の切り口といいま
 すか、特に若い方たちの声も聞いてみたい、それから、それと同時に、高齢の皆さん
 の集まる機会は、これは結構行われていますので、こういった皆さんにもお話を伺
 いたい、それから、もう一つは、仕事と同じというような切り口で申しますと、農業者
 とか商工業者の皆さんについては、それぞれの営農組合ですとか営農センターとの、
 営農センターでもっていろんな関係する皆さんにお話を聞く、あるいは商工会の皆さん
 と懇談をする、こういう切り口でしっかり進めていきたいということでありまして、
 やり方としたらやはり、今のはやり方だと思っておりますけれども、やはり考えるところは、
 私の考えているところもしっかりお聞きをいただきながら、特に地域の皆さんが、特
 にこの地域ではこういうことが今一番問題になっているので、ぜひこのところを何と
 かしてくれんかと、例えば橋を道路がとか、いろいろ言うこともそうでしょうけれど

○1 番 (高橋 昭夫) これから質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、例えば
 ニア問題、これも委員会、協議会がありますけれども、村民はどういう認識を、ある
 いはどういう要望を、あるいは何かそれを生かすというようなですね、願望等々、余
 り拾い出しはされていないと、こう思いますんで、そのリニアの関係とかですね、こ
 の質問ありますが、企業誘致なども、やはり、その住民がどんな気持ち、どんな考え
 を持っているかっていうようなこともですね、これもあと、質問ありますけれども、
 あるいはホームページとかですね、先ほどお話の出ましたチャオの問題ですね、チャ
 オ活用っていいですか、広くって話ありましたが、そういう研究等々には、や
 はり村民の声が求められると思います。大いにその意味で前向きに懇談会を開いて
 いただくことを希望いたします。
 次に、村長に着任をされて以降、5 月の 31 日に県の 5 年計画策定に向けた、上伊
 那地域戦略ですね、戦略会議が開かれ、この阿部知事と上伊那 8 市町村長との意見交
 換会が行われたという報道がありました。各自治体のトップ、それから県のトップ知
 事、そういう皆さんと顔を合わせ、またあいさつも交わし、そういう中に、村長自身
 は心新たなですね、そういう思いも私が想像する以上のものがあるんじゃないかと、
 こう思います。どんな感想、あるいは抱負を持たれたかお聞きをしたいと思
 います。

○村 長 最初に、村長になって最初にこういう懇談会に出席をさせていただきました。県知
 事初め幹部職員の主だった皆さんが多くいる中で、上伊那 8 市町村長がそれぞれ意見
 を述べたというような形で進めたわけがあります。
 県の次期 5 年計画が平成 30 年から、来年から 5 年間始まるわけですけど、その計
 画づくりの中の特に重視したいというのが地域編のようでもあります。地域編として上
 伊那地域をどう地域に長野県の次期 5 年の中での位置づけていくかということで、
 その点で市町村長の思いを述べると、考えていることを述べよということでしたので
 言いましたが、これは県の計画と整合を持たせる、こういう目的で開かれたものであ
 ります。大変緊張いたしました。言ったことは、まず、地域の維持のために、私が先
 ほど申しましたとおり、今担い手をどうふうにしていくかっていうことが、もう
 うちの村だけではなくて、方々で起きていると、特にうちの村でもこういうことが大
 きいということがあって、担い手をどのように確保するかが 1 つ、それから、これか
 らの食のキーワードは有機、無農薬に流れているということ、県は栽培の普及促進を
 ぜひリードしてほしいというのが 2 点目、それから、もう一つは 6 次産業化について
 ですけど、特に一番手っ取り早いという言い方はないんですが、ワインバレー構想っ
 ていうのを長野県は持っております。特にこの伊那谷については伊那谷のワインバ
 レーの構想が一つの中に入っておりますので、こういうところでもって具体的に伊那
 地域でも後押しをぜひ県にさせていただきたいということを申し上げましたが、ちょっ

とずれた発言だったかなあという気がしております。とにかく、上伊那地域としてどういうふうな特徴を持っていくのかっていうのを県に位置づけられていきますので、そのための意見交換ということだというふうに認識をしました。

特徴はですね、やっぱりリニアバレーの構想なんです、上伊那地域がどのように具体化していくかということが、どうもほかの市長の皆さんも県自身も、やっぱりどういう方向でのまとめに、柱とするとそういうふうに行くのかなという感想を持ちました。

私自身の抱負としましては、中川村は上伊那に配置はしておりますけれども、ほかに市町村にはない特色を打ち出した村づくりをしていくこと、これからはこれが必要ではないかと、特にリニアが来るというところでのリニアの活用も含めてですね、活用というのは、新駅が来て、いろんなことが劇的に変化するっていうふうに言われていますから、そういう中では、やっぱり中川村らしさ、例えば、こう来ていただいた人たちが、ちょっとこの村、こういうところで、例えばね、ゆっくりしたいとか、どうだとか、いろいろ今、世の中は3Sというようなことも言われているらしいですので、それはちょっとともかくとして、そのためにやっぱり頑張らにやいかんなどというふうなことを思ったという、抱負として思いました。

○1 番 (高橋 昭夫) 知事も来られたり、それから上伊那の市町村長に接せられてということですが、上伊那、私は北に向けるというのは、アユも元気がいいのは飯島ぐらいへ行きますけれども、なかなか上まで上っていくという元気はない、中川村は上下伊那の郡境ということがありますので、広域の中におきましても、例えば伊那市長は、私もちょっとかかわりましたけれども、なかなか、中川に足を運んでいただいたりですね、この郡境、あるいは中川の誇れる自然、こうしたものを見ていただくという機会はなかなかありません。ですから、いろいろな機会に、やはり伊那の市長ですね、広域連合会長ですか、中川に大いに来ていただくようなですね、そうしたものを心に置いて、できるだけ呼び、呼び寄せていただきたいと、こんな願いを持ちます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今申しましたように、上下伊那の郡境というのは、これは中川しかかわらないものが他市町村ではあるかと、こう思ひます。上伊那広域の基本は大事であります、下伊那との連携というのは、松川インターを中心にしたもろもろもありますし、リニアあるいは三遠南信、いろいろありますけれども、そうしたものの、それから廃土問題とかですね、そういう形については、特に北部ですけれども、それから、もう一つは、やはり飯田は、ビジョン会議等を持って、もう前向きにですね、組織がでかいですから、含蓄をもってやっておられます。ですから、私は、下伊那にも大いに目を向けていただいて、やはり上伊那にも理解をしていただくごとの、そういう発火点をですね、中川から発信していただくような意気込みでやっていただきたいと思ひますけれども、この下伊那との連携についてどう取り組まれるかお聞きしたいと思ひます。

○村 長 郡境で、お互いにつながりが深い位置にあります。その関係でいいますと、中川、

飯島、松川、大鹿の町村の皆さんと中部伊那町村協議会っていうものをつくっておるのは議員も御存じかと思ひます。

それから、国道153号のバイパス改良の要望ですとか宮ヶ瀬橋のかけかえ要望、県道松川インター大鹿線の改良要望などを協力して取り組んできましたし、今後もこれを強力に進めていきたい、その一員で行くということでございます。

リニア新幹線の長野県駅のエリアが決まりました。これに伴いまして、飯田線の乗りかえ駅、乗りかえ新駅、座光寺インター、スマートインターチェンジからのリニア駅までのアクセス道路、153の渋滞解消と時間短縮の改良などなど、上伊那の自治体共通のリニア関連の大規模なインフラの整備などについては、これはもう、この下伊那含めて、下伊那の町村を含めまして連携して運動をしていきたいと思ひしております。

将来構想についても同じ、同様に考へております。

共通する課題では、リニアの新幹線工事に関連する、自治体という点からはそれぞれのかかわり方が違ってくるので、連携して事に当たるといふようなことは、ちょっと今のところ考へておりませんけれども、共通する課題については、より一層進めていくということで考へております。

○1 番 (高橋 昭夫) 下伊那から学ぶものは大変大きいと思ひます。リニアの廃土の関係も先進でありますし、それから企業誘致等あります。高森なんかは、町長がもう率先で市田柿を、海外ですか、売りに動くといふかですね、そういうような意気込みといふものは大変吸収色素があると思ひますんで、大いに南に目を向けて、村のためにやっていただきたいと、こう思ひます。

次に、上伊那広域でのリニア、リニア、ちょっとすみません。開業を見据えたまちづくりとありますが、これは、上伊那はやっと動き出したと、私はそういう感触であります。つまり、先ほど申し上げましたけれども、下伊那におきましては、もう4年5年ですね、それを夢にはせてビジョン会議を持ち、さまざまな角度からこのリニアを迎えるっていいですかね、どうするかといふわくわくした感度でやっている、その職員の皆さんも目つきが違ふといひますか、そういうものを私も見せてもらいましたけれども、上伊那でもそれが始まったわけでありまして、村長のこのリニアに対する考へ方を、期待や関心ですね、そのものについてお聞きしたいと思ひます。

○村 長 リニアに対する期待と関心といふふうにお尋ねをいただきました。

リニアのもたらすものにつきましては、大きく言われておりますのは、3大都市圏、東京・名古屋・大阪圏、大阪については将来構想の中だと思ひますが、これを、この都市圏と長野県、特に伊那谷が1時間の中で結ばれると、あ、すみません、を1時間で結ぶとともに、伊那谷を中心にして長野県も結ぶことになるといふことで、人工的には巨大な圏域が生まれる、経済的なものも含めてのことだと思ひます。やっぱり、これを見ますとですね、リニアに関して、これが本当に実現できるとしたらといふか、実現するといふことでできているんだと思ひますけれども、想像できないような大変な変化が生まれるといふ可能性は確かにあると思ひます。

あと、リニアが来たからってどうかっていふことよりも、私自身は、やっぱり村の

発展にどう生かすかっていうことをやっぱり考えていかなきゃいかん、つながりですね、そういうことについては、これからの計画をつくってまいりますので、村の、その中でやっぱり考えていきたいという立場で、リニアについては考えておるところであります。

○1 番 (高橋 昭夫) このリニアに、リニアへの考え方という形で、前村長は、私もお聞きしましたけれども、リニア不要論っていいですか、余りっていう、前向きでない思いがありました。時によればですね、リニア憎しじゃないけれども、そういうような思いも対策協議会の中においてはですね、そういう感じがいたしました。それはもちろん——もちろんいいですか、先夫J Rも感じるかもしれません。ですから、言われる形には忠実に尽くし、それ以外の形には口吐かずですよ、ここに求められたものを誠実に応えるというパターンが私はちょっとあったんじゃないかというような思いがいたします。

今お話ありましたけれども、リニアを村に、村の発展にどう生かすかというものは、大変大事な私は課題だと思うんですね。しかし、推進的感覚というのは余りなかったというのは、私は大変残念だったと思いますけれども、村長、宮下村長は曾我村政の路線を継承と言われてますねえ、その辺は、曾我村政の考え方云々は、については、どのような考えか、ちょっと改めてお聞きしたいと思います。

○村 長 リニアの活用ということに関しての曾我村政の継承かということでしょうか。だと思しますので、それも含めてですけど、曾我村政の進めてきた、ちょっと一般的に申し上げ、何度も申し上げていますが、すぐれたといいますか、先進的に取り組まれてきたことは、私は、幾つかある中では、やっぱり福祉施策がその一つだったろうというふうに思います。乳幼児も医療費もそうですし、ほかのものはと言われますと、幾つかあるとは思いますが、特にそういったところは先進的には取り組んできた村政だったと思いますし、農業政策に関しては、何ていいますか、公平性を重視してきたというか、特にやる気のある方については、もうしっかり支援をしていくということで、これはこれでよかったんですが、もう一つ私が継承すべき点としては、そういったことは継承しますが、やはりこれからはもう少し、地域農業が地域を守っているという現状もありますので、こういったところで総合的に物を考えていかないと、地域づくりっていうか、地域の維持っていうかは確かにできんという思いもありますので、こういう点は考えていきたいと、こういうふうに思います。

それから、リニアに関しましては、これは、リニア新幹線っていうのは、やはり私は、J R東海が行うものでありまして、自社のもうけとは言いませんが、やはりそういう中で、3大都市圏を結果的に1時間で結ぶんですけども、やはりこれは何かといいますと、やっぱり物流に多大な影響を及ぼすっていう、人の流れは確かに早く、高速でつなげていくという利点はありますので、いろんなことを考えていきますと、やっぱり、もしかしたら交通体系を航空機から鉄道に引き戻すというか、大きくいいますとですね、そういう効果もあるのかなあというような気もいたします。

リニアの工事に伴って、トンネル工事をやりますので、当然排出土が出るわけです。

これについての考え方については、利用すべきだとか、活用すべきだという考え方もありますけれども、それはそれで考え方としてはよくわかる、わかります。

ただし、私どものような急峻なところ、特にこういうところについてはどうなのかなどということも考えていきますと、その点ではリニアの活用ということでは、ちょっと私は疑問に思っておるということでもあります。

ただし、もうリニア中央新幹線駅が——じゃない、すみません。長野県駅がエリアも決まり、10年後を目指して開業していくということですから、先ほども申しましたとおり、これについては、否応なく大きな流れの中で中川村も、その流れに乗るといいますか、取り残されるようなことがあってはならんという、そういう考え方ではあります。

○1 番 (高橋 昭夫) 前曾我村長は、環境問題が解消しなければですね、それが優先であって、その後でないとですね、それを認めたことになるからって、なかなか腰の重い部分がありました。

しかし、今も村長お話がありましたけれども、先ほどのように、村民の声ですね、リニアに対する村民の考えというのもありますし、それから、今環境問題でいきますと、その対象者っていいですか、ダンプ、この走る沿道ですね、皆さんの苦しみなりというものは、これはやはり大いに重々に確認をして対処しなければならないわけですけど、ややもすると、その協議会はですね、代表ありますね、地元やなんかでも代表はあります。これは当番制で、総代も当番、P T Aもそう、ありますけれども、地元の皆さんがどういう現状、心境であって、どういう不安を持ち、そしてこれからという形にっていうさまざまな意見を持っております。私もそういう皆さんに当たってみますとですね、その地元の不安や意向を把握されてやっていくのださるのかというような声もありますしですね、それから、中川村は犠牲村である、犠牲、犠牲の、リニアによるですね、犠牲村であると、それを、それはそれの中で、この見返りにですね、村が何かを練るっていう、そして、そのものを示さないと向こうも協力するなり補助するなりっていうことはできないわけですが、ですから、そういう部分でですね、じゃあどういふものがあるかって、そういう皆さんに私があえてお聞きしますと、例えば田島駅線、田島駅をですね、その力、力量っていうかを発揮するっていう形でですね、調整をするとか、そして、その駐車場をつくるとか、そして、ああいうところにですね、住宅団地なり企業団地でもいいですけども、そういう何か、そういうビジョン性なものを村の将来像に、ほかにもいろいろあると思いますよ、そういうような形で挙げて、そのものをやると向こうも、やあ、協力してくれているんだから協力しようって、これ政治力だと思うんですけども、そういう単なる反対だけという形でない解け合いというものがねえ、私は、将来この村に禍根を残さない、そういうものにつながっていくんじゃないかと、こう思うわけではありますが、私は、その提案をさせていただきたいことはですね、それは、地元の皆さんがですね、これは大変なことなんです、本当に想像以上に恐ろしいですよ、あれ、やはり北信、北信ですね、やなんかっていうのは、道があったって、車は信号のところでは渋滞しますとね、な

かなか入れないでしょう、ですから、それには1人を添えるとか、そういうことはあるかもしれませんが、そういうものの不安とかですね、家のそばに歩道を2つつくるでしょう、北南へつくると思うんですけど、今県道拡幅やり始めたと思う、やり始める段階だと思いますけれども、そういう形に関しても、本当に不安を持っていますね。その反面ですね、桑原などのああいうところなんて、トンネル作業の、そういうところの周りの住民の人たちがどういう認識を持っているかっていうの、確認されていますか。ね。村長に言ってもだめですけれども、そういうものを見ますとですね、トンネル云々、今は半分ぐらい掘るとかね、そういう中においては、その住民の、その地権者とか、そういう人たちにですね、どうですか、音は大きいですか、あるいは、こう、何かあったら言ってくださいというですね、大変良心、前向きだっているんですね。ですから、そういうものがあると安心しますしね、そういう確認をして、それから、もう一つは、これからの騒音やなんかに、予算を盛ってですね、今度つくり、あれですね、検査しますよね。それで、今設置してあるんだかもしれませんが、そういう場所をね、どういう所に置いたら一番機能的っていうか、結果がわかるかっていうのは、場所がありますでしょう。だから、それは村とかかわっているんですか。そういうような向きのものをつぶさに、やはり実りある、そういうような形をですね、腹を割るといふか、今も割ってやっているかもしれませんが、おいおい、これこれしかじかっていうくらいのやりとりのやわらかさをもって、やっぱしそういう解け合いがすごく大事だと思いますんで、私は、村長がですね、例えばJRを役場が紹介をして、そこの地元の人たちと話をさせるとか、そうしてもらってというふうじゃなくてですね、JRがいると話ができないんですよ、やっぱし、だから、村長が、村長かわればもろもろ発想もいろいろ変わるかと思えますんで、村長が出向いてですねえ、職員とですよ、そして地元住民の意向をですね、やはりつかんでいただくということが私は原点だと思う。そうすると、俄然、協議会やなんかにでもね、それを含みにしていろいろ発言もできるし、それに加えた意見も引っ張ることができる、こういうふうに思いますんで、そういう集会を持たれたらよいんじゃないかと提案させていただきませうけれども、いかがでしょうか。

○村長 リニアにめぐりましては、リニア対策協議会の場で問題を一つずつ解決していくということでもあります。

一番は環境問題が出ておるといことですが、そのとおりでありますので、これについては、逐一ですねえ、県が、道路直したりしていただくのは県になりますけれども、この今議論しているのは、例えば大気物質、大気質の調査、それから振動ですとか浮遊物質の調査、騒音、こういったものについては、どういうふう定期的にとりながらやっていくのか、ある時点になったら、これは、もう一回、一から住民と、一旦とめてですね、例えばですよ、やっぱし協議をして運行をつくっていくというようなことについては、これからやっぱし運行に関しての確認書という形で取り交わすということですから、私は、まずそここのところでは、リニアに関しては、十分その環境問題をこの対策協議会が中心になってまず解決をするというのが目的であるので、こ

れは進めていきたい、そういう立場で進めてまいります。

それから、JRの場といい方ではないんですけど、いろんな将来的な構想についてというのは、構想っていうのは、かなりリニアを、要するにJR東海のトンネルを掘ったりする排出土の利用という前提でお話しになっているかと思えますけれども、これについてはですね、何度も申し上げているとおり、今、JR東海さんは排出土の先をもうあらかじめ計画をした上で今準備進めておりますので、私どもとすると、まず解決すべきはそこ、半の沢であり、出口といふか、沿線住民の皆さんの課題であるというふうに思っておりますので、そのことを抜きにして新たに、何ていいますか、将来の、うちが、宅地が、造成地の候補としたり、あるいは工場団地としたりというためにですね、その造成のために、この排出土等、あるいはリニア、JR東海さんにご協力をいただくという認識化と思えますが、そういうようなことを進めるということは今考えていないということです。

中川村で、例えば住宅のあるべき姿とかいうふうなことをいろいろ考えてまいったときにですね、この村でやっぱり一番いいところっていうことを考えていくと、ちょっと余談になりますけど、やはり、この風景、中央アルプスですとか木曾山脈ですとか赤石山脈の見えるような風景の中で、やっぱりこの地域と調和したような形でうちが建っていく、定住者がそこに住んでいけるという形が一番いいかと思えますので、団地をどうするとか、なかなかそういうことについては、ちょっと私は思いが及んでおりません。

それから、住宅団地につきましても、確かにいろんなことをお聞きをして、工場団地、工業団地ですか、幾つかリニア関連の中でいろいろ照会があったということもお聞きをしました。しましたけれども、これについてはちょっと今農地としてしっかり生産されておるところでどうかというお話でありましたので、これについてはちょっと中川村が間に入って積極的に進めるという状況にはとてもないという場所でありましたので、そういうこともお聞きをしておりますので、ちょっとこれについては今私の中でも少し白紙といふか、とまっておる段階であります。

○1番 (高橋 昭夫) そうしますと、村長が、私申し上げましたけど、出向いて、地元住民の意向っていいですかですね、気楽にどういうことを今悩んだり、どういうっていう、そういう機会はちょっと考えていないと、こういうことでよろしいのでしょうか。ちょっと再確認です。

○村長 地区懇談会ですとか、あと、年齢別にお話を聞く機会を設定っていうか、うまく設定をしながら、そういう立場で、ところでお話を聞きしたいもんですから、特に沿線に関係している地区の皆さんからは、強い、いろいろ、こうあるべきだっていうお声も出るでしょうし、やはり環境問題を絶対譲るなっていう、そのために何とかっていうお声も出るかもしれませんが、それはそういう場できちんとはお聞きをしていくということでもあります。

○1番 (高橋 昭夫) 問題点の着眼点っていうかね、そういう形というのは、委員会のそういう狙いっていうのもありますけれども、地元住民がですね、リニアに対する思

いは、そういうハセというものは、私はまた違ったものがあるんじゃないかという、そういうものを何う姿勢もあっていいのかなと、これが私の思いであります。

それから、最初にリニアの会議がありましたけれども、文化センターでね、その折のある人が発言をされてですね、これは曾我村長の支持者ですよ、自分のところは、ある意味で、その廃土をもってですね、多少にこうしてああしてやりたい、そんなような形だけれどもどうかというような質問がありましてね、私は、そういうものは、時期はそのときにはないけれども、いずれそういう時期が来るであろう、つまり、村の中に廃土をどう有効に生かすかという形のは踏み台に置いて、そのものを議論する場があるんじゃないかと私は思っておりました。しかし、中川村においてはですね、そういう形のもの前向きの姿勢は、私はうかがえななんです。そのうちにですね、もう何か終わってしまう、ああ、先ほどお話がありましたけれども、先ほどなかったんですが、JRのですね、廃土受け入れの目星はついた、つきそうだっていう形のは出ているでしょう、この間の16日のあの一般質問答弁だか何かの折に、大体、廃土をですね、その受け入れ、松川がどうかちょっとわかりませんが、大体の目星がつい、つきそうだとか、そこら、そういう形があるということは、そんなに中川を負わなんでもですね、行くという形ですけれども、私、逆に考えれば、中川村は廃土のはけ口ですかね——はけ口っていうか、その迷惑なところですけども、そういう場所ですから、有効に生かそうと思えば、こんなチャンスはないというような考え方を持っていましたもので、ですけど、今は遅きなのかもしれません。しかし、そういう住民、村民が廃土に関する期待感とかですね、災害が中川はすぐ起き、あの水田、小和田でも門島でも、もう大変でしょう、そういうときに、多少に、その堤防っていいですかね、高く高上げをして、そういうものを補うとか、いろいろな発想はあるかと思うんですけども、そういうこまねたいろいろな英知結集でという機会がなかったってのがね、私はすごく残念でならないということをちょっと言葉に置いておきたいと、こう思います。

次に農業関係であります、村長は農業をですね、熱心になされているということ、朝づくりで早くからやるというですね、いろいろお聞きしますと、朝のほうは涼しいと、こういうことでありますけれども、いずれにしても熱心な方だと聞いております。

生産者の努力が報いられるための売れる農業って、農産物の販路拡大というものを、あれですね、発言っていいですか、考えを述べておられますけれども、どう考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○村長 生産者の努力が報われるために販路を拡大するというふうな思いは特に思ったことはないんですけど、一生懸命つくって行って、いいものをつくるだと、つくっていると、だとしたら、やはり都会の皆さんも、消費者の皆さんですけど、ここにそれなりの値段でこんないいものがあるよというところだって、もっと広げていけば結果的に売れるものにつながる、だからその仕組みを考えたいということでありまして、報われるためにやるものではないんだというふうに思っておりますし、私もそういうことを言ったつもりはないんですけど、お願いします。

○1 番 (高橋 昭夫) 私は、農業は、つくるものはつくと、しかし、それをどういうふうにするのかとかいうか、買い手があってですね、そしてその評価があって、消費者の、そういうような中に、その確かさの中に、農家、農民は、我々農業者は、何か勇気をいただき、そしてまた、何ていうか、考える農業につながっていくというように感じがありますもので、そうしますと、銀座NAGANOとか、そういうようなところも有効に生かす、そういう息吹性とかですね、姉妹町村なり、あるいは都会なりに、何かこう、やっぱしそういう販路の姿勢がないとはけていかないんじゃないかというように思ったんですけど、それは余り考えておられないと、こういうこと、そうじゃないの。ちょっとね、誤解があったのかもしれない。

私は、農業熱心っていいですか、その部分は、果物も野菜もですね、味が命というのは、私は自分のリンゴの中に紙入れて出しているんですけども、どんなに量がありましてもですね、味がよくなければやっぱしだめです。その年に売れても次の日には求めてくれません。その地に合った作物選択とかですね、適地適産、味の原点で、それが味の原点だと思います。

村長もブドウやなんかをやられましてね、どうですか、前もお話をさせてもらいましたけれども、いや、この品種はもうだめだと、つまりですね、新しい品種でやらないとだめだという、しかし、適地性があれば、逆にそれが古くても武器になるとかですね、そういう先見性というか、そしてまた味が地に合わないとならなくてもおいしくないんですね、だから、そういうような部分、それから、標高だとか、いろいろありますね。

それで、この辺のですね、ちょっといろいろ言っただけがわからんようになっちゃうかもしれませんが、ものを売るっていう、私も今サクランボを売っていますけれども、何かっていったら、驚く現象があります。それは何かというと、この辺の仮にスーパーでも、どこかでサクランボを売る、仮にですよ——仮っていうか、売る、売りますよね、そうしますとね、私は飯田やなんかへ行くと、やあ、いよいよ始まったでって仮に思います。そうして、そうやりますとですね、市場の関係っていうのは全然我々が考えるものと違うんですね。つまり、私は味が乗るまで待っておいしく召し上がってもらおうって考えるでしょう。ところが、市場関係は何かっていいましたらね、早出しですね、味じゃないんです。見た目、大きさね、色、それで行くんですよ。ですから、今中川の実態もそうですよ。中川、柳沢あたりは、これからサクランボが出るんですよ。ところが、このスーパーもろもろ何かっていうのは、もう下降状態ですよ。ですからね、そういうような部分っていうのは、生産者がみずからそういうものについて接して勉強してやっていくのは、これは、そういうことはありますけれどもね、そういう、その味こだわりっていいですか、そういうものが、私は、将来像は、つまり下段段丘で標高も違い、西東の土も違いですね、風も違い、いろいろ、その光やなんかによってですね、味むれとか、いろいろなものがあるわけですね、それに合うものもあるという、だから、そういうようなこだわりの発火点をですね、それを、この新風の音といいますかね、そういう形を発信させるというか、そういう基

地に、味こだわり課ってあって、それをどうしてもやるとか、そういうことじゃないですけどね、窓をあけるっていうことは、企業誘致もそうですけど、あ、ここは何かやっているぞ、そういう心がけや、そういうものを持って前進しているんだなというふうに思われるんじゃないでしょうかね。ですから、そういう課を持たれることを提案っていいですかね、思いますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 味の、高橋議員さんの、あ、すみません、個人名出しちゃだめだったね。1番議員おっしゃられたように、味にこだわってこそ、やはり都会の皆さんですとか消費者の目がこっちへ向くから、それをやっぱり特課としてやるべきだ、そういう考えはないかということかと思えますけど、これについては、やっぱり作物ってたくさんありますし、専門家がいるわけなんですよ。農家で先進的な技術を持っていらっしゃる、経験と技術を持っていらっしゃる方もそうですし、農協、農協に技術員の方がいます。これも、お米ですとか野菜だとか果物、果樹ですねえ、それぞれ、キノコもありますけれども、それぞれにいます。それから、何よりもですね、長野県には農業改良普及センターっていうのがありまして、ここに私は、非常に技術を持った、あるいは技術も開発していますので、新たな新しい新品種、何が言いたいかっていうと、例えばですね、これは「釈迦に説法」のようなことになるんですが、南水は、偶然とはいえですね、南信農業試験場、南信農試で、あれ、できたんですよ。発見されたのは偶然だったらしいですけど。それから、ナガノパープルっていうオリジナル品種のブドウは、あれは長野県の須坂にある果樹試験場でつくられました。これは長い研究の末、三媒体のブドウとしてつくられたものです。こういう技術はですね、やはり県がしっかり持っているわけですので、私どもが、味にこだわるっていうことは、土壌とか標高とか、そういう条件が当然ありますので、これはこれで専門家の皆さんに栽培に関しては意見をちゃんと持って教えるを乞う、この体制をきちんとしていく、そのつなぎ目と振興課が働くということが仕事だと思えます。

それから、もう一つ、都会の皆さんにどうやって売り出していくかということに関しましては、やはり議員おっしゃったように、やはり今こういう時代ですから、中川の農産物をもっと広くですね、インターネットを通じてですね、中川には、美しい村にはこんないいものがあるよっていう発信の仕方は、やっぱりもうちょっと考えていく必要があると思えますし、銀座NAGANOというお話もありましたが、できるだけそういうところで都会の皆さんにですね、農産物フェアを中川村として積極的に売り込んでいきたい、そういう考え方はありますし、できましたら、今度の8月の盆過ぎですけど、そんなような企画も舞い込んでおりますので、ちょっとそういうようなところを足がかりにしながらか売り込みを図っていきたくて、こう思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) 細部、心はせの答弁をいただいて大変ありがとうございます。

時間がちょっと狭まっておりますので、ちょっと飛び飛びになるかもしれませんがお許しをいただきたいと思えます。

この企業誘致は、私も、ここに無理なのかというあれがありますけれども、先ほどの地域、村、住民懇談会等に企業誘致について皆さんはどう思いますかというような

形のようなものをネタにしてですね、声拾いをしていただければと、そう思います。

それから、どんちゃん祭りですけれども、ことし8月5日に行われるということは決まりました。前々にも私は申し上げたことがありますけれども、飯舘やそういうところも大変貴重であり大事であります、この中川村の歴史を振り返るときに、三六災害ですね、その折にやむなく集団移住をされたって、これは全国でも珍しいということなんですけれども、四徳や桑原の皆さん、これ、ちなみにですね、四徳は86世帯530人が集団移住ですね、530人、桑原12世帯59人、そのほか89人、合わせて678人が出ているという、こういうことが載っております。それで、今ね、その当時盛んな人たちの聞いてみますとね、年齢が大体90ぐらい行っちゃうんですね。だからですが、新聞、情報等にはですね、飯舘とか浜松が来られたとか、こういうふうでにぎやかになったっていうことを言うてくださることはうれしいことなんです、そのこの村から離れたね、例えば駒ヶ根は59戸ありますね、ここから出ていくの、そして宮田は13戸ありますし、松川は8戸で、ほかに名古屋方面ですね、名古屋といえますか、愛知18世帯があるんですけども、そういう記事を見た、見たときにですね、我は、私はちょっと、ちょっと残念かなあという形はですね、それは何かっていったらね、やっぱり桑原なんか、四徳は、心のふるさとですよ。それ一つしかないんですよ。ほかにはね。今縦の森林がありますけれども、しかし、そこに集まるとかですね、それから、中川は葉草が大変熱心だから、そうしたものの研究でその地をやるとういうかですね、開拓者精神じゃない、ふるさと精神でそういうものを生かすような、そして、四徳会とか四徳自然会なんかがありましてですね、村は向いているんですよ。しかし、これから消えていっちゃうんですよ。ですから、私はどんちゃん祭りに、何もね、優遇っていうか、いろいろ物をとか、そういう形は別ですけども、その代表の人にですね、どんちゃん祭りがあります、これはふるさとの祭りです、何もおもてなしはできないけれども来ていただけたら幸いですという形というものは、私はここに住む人間の持つ心じゃないかという思いがしますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 どんちゃん祭りに招待したらどうかというふうなことだと思いますけど、四徳に係のある方からは、さまざまな形で村に対していろんな寄附をいただいたり、その当時のことを思いをもとにですね、その後の子ども、中学生といえますか、子どもたちについても心配をさせていただいて、個人的に寄附をしていただいたり、そういう方がたくさんいらっしゃって、大変感謝しておりますし、こういう皆さんについては、私どもとすれば、表彰規程っていうのがありますので、きちんとお礼を申し上げて、表彰させていただいたというような形で感謝の気持ちをあらわしておるつもりであります。

原発事故で村を追われた、今帰れる、避難地域から帰れることになった飯舘村の皆さん、こういう皆さんもご招待をした経過があります。これは美しい村連合に入っているということ、同じ中で、ぜひこういう皆さんを同じ連合の仲間としてやっぱり元気づけたいということで、これは実行委員会の有志の皆さんに組織をしていただいて、その皆さんを中心に招待をさせていただいたという、過去にも経過がありますし、あ

浜松ですとか、そういったところと民間で交流をされておる地区の皆さんもいらっしゃって、そういう皆さんは地区の中でぜひ来てくださーいということと一緒に交流をされておるといふ経過があります。

私とすると、どんちゃん祭りっていうのは、できれば、こういう形で実行委員会が主体になってどういうふうに判断をしてやっていくのかということでもまず物を考えていき、招待をしたほうがいいのかどうかっていうか、来ていただけるかどうかっていうことも含めてですね、やっていくのが筋だと思っております。

ただし、ちょっと別の面で言うと、来年、中川村は60年になります。人間でいうと還暦だということで、私も先輩の方から、これはやっぱり大事にする必要があるよっていうこともお聞きをしておりますし、確かに言われてみるとそのとおりです。こういうときにですね、例えば中川が、近くにいらっしゃる方は常に見ていらっしゃるんでしょうけど、実は36年の災害から経過をして54年、55年ですか、ということなんですけど、こんなに今村は変わっていますよと、こういうふうになっていますっていうようなことも含めて、ぜひ、こういった皆さんにですね、見ていただいたり、何らかの形でお知らせしていくような形でもっていきたいという思いはありますので、つまり、来年のことで、村としては、こういう皆さんとのつながりといいますか、ことをちょっと個人的ですけど思っておるといふことであります。

○1 番 (高橋 昭夫) 時間が大変迫りましてですね、村のホームページは、私は、思想、心情じゃあないですけども、前村長の折のものがですね、割合、村民に、村に生かされるっていう形とはちょっと離れていたのかなあなんていう感想を持つわけでありましてけれども、その点についてはですね、きょうはちょっと時間がないので、また、現実、その何ていうんですか、村長の部屋はつくられているようですので、これについてはまたの機会にお許しをいただきたいと思っております。

次に、村の動植物保護と環境保護についてという形をちょっと挙げたんですが、時間迫っていますのでと思いますが、私は、美しい村という、この美しい村加盟、最も美しい村加盟ですね、これについて、ちょっと異質といいますか、違った視点を、着眼点が違うのかもしれませんが、ちょっと述べてみたいと思う。それは、美しい村というのは、私は、いろいろ看板をつくるとかですね、すごく大事なことです。そして、この認識をする、理念を持つ、理念を生かす、これは大事なことですけれども、その村民がですね、やっぱり優しい心といいますか、美しい、それこそ美しい心というか、相手の身になるとかですね、それは何かっていうと、自然だとかですね、動植物もわかりでしょうし、それから、中川に来られた皆さんへの気配りというか、やはり感謝を持って接するとかいうか、そういうもろもろが、その親切とかですね、そういう、それからあいさつも——あいさつじゃなくて、気持ちのよいあいさつとかですね、そういう部分がやはり美しい村につながる基かなあって私はちょっと考えておるわけです。それで、環境問題、そういう意味からちょっと申し上げたいんですが、村のその自然実態を調査した研究っていうか、中川村誌っていうのがありますが、500ページですが、これを見していただくと、皆さん見られたのかどうか分かりませんが、私は余

りちょっと見ていなかったんで失礼をしたと思っておりますけど、大変な力作っていいですかね、熱意っていうか持たれて、それは願望を持ってですよ、ただつくるんじゃないと、これを生かしてもらいたいという願いを持ってつくられたという、そういうものがありますが、その折に動植物などもですね、まあ、まことに本当にすごい、この分析っていうか、あれをされているんですね、その調査をされているんですね。そういうときに、何ていうんですか、例えば天竜川沿線にですね、72種類ぐらいの鳥が集まるっていうんですよ。さっきのリニアの云々に関しては北か南にとられるっていうんですけど、中川村は環境がいいからね、駒ヶ根から飯田までの鳥は中川に来るといふ、そういう誇りある自然史、誇りがあるかどうか分かりませんが、そういう場所であるんですね。ところが、その中で、その自然が破壊じゃないけれども、母なる天竜なんかでいきますとですね、そのイメージは、今都会の人たちは天竜へ行って魚をとりたいたいと思っておりますよ。しかし、この本当にもう全く魚がない現象ですね、これを見たらね、びっくりすると思っております。何が原因かとか、それをどう保護していくのか、自然環境に感謝をして、そして、そういう目を向ける、それが村誌の狙いがそこにあると思うんですね。だから、村民、我々は、それを大いに生かすっていう、そして、公民館においては、公民館になると思うんですけども、そういう環境保護とかですね、動植物保護っていうような形について取り組んでいただきたいっていうような願を持つわけですけど、教育長、ちょっとその辺をお願いしたいと思います。

○教育長 ご質問に、動植物、あるいはその水生動物等、含まれているように思いますが、ただいまのご質問のように、村誌には非常に詳しくそのところが記述をされております。その村誌自然編が刊行されて、平成15年当時にはまだ村内でさまざま確認されていた、そういう自然があるわけでありましてけれども、現在は自然状態の確認でなかなか難しくなってきた部分があります。そういう面で、村誌を教材として、当時、公民館講座で村誌を読み学ぶ会というのを行ってきました。自然編については平成20年の9月に終了したところでありまして。来年度は、それからちょうど10年となりますので、もう一度、村誌を読み返し、この10年間の間に変わってきたことについて振り返り、今後に向けて考え合う講座を持つことはどうかと、公民館とも話し合いを進めているところであります。

○1 番 (高橋 昭夫) いろいろな答弁をいただきまして、ちょっと質問はたくさん用意したんですけども、できなくて申しわけ、できない形になりました。お許しをいただきたいと思っております。

最後ですけども、キジがですね、私は国鳥だということを知らななんです。ところが、何か私の果樹園へ毎日来る、大体ルートも決まっていますね、歩くルートが、そうしたところが、村の人たちにキジが、キジがなんて私が言うもんですから、「いや、自分のところもそうだ。」と、こういうふうに言うんですね。数が多いということは、私はいいと、しかし、なくなったものを絶やさないようにという、ブッポウソウやなんかありますけれども、キジは国鳥だということを知りますとね、そのほかのキジ

だヤマドリもありますけれども、やっぱり何か大事に、休漁、禁漁はあるかもしれないけれども、そこは何か食いとめてですね、ここにおいては鳥がはばたくと、そういう形をちょっと願う心があります。

それから、あれがありますね、黒い鳥、ね。うん。鶉ですね。あれは、何ですか、駒ヶ根あたりに100幾つだか150だか、ねぐらがあるって聞きますね。それは十分みんな知っているんですよ。ところが、そのまま寝かしておいていいのかっていうふうに思いますね。私は、やっぱり漁業組合か村かなんか知りませんが、こうしてほしいという願望は、こういう美しい村だからこそ、その声、響きが伝わるのかもしれないですね。ご努力をお願いしたいと、こういうふうに思います。

それから、メダカやエビを私飼っていますけどね、天竜川からとったものですけど、しかし、その植物をとりに行きますとね、もうないんですね、U字溝や何なり、これは住むところがないってことはねえ、これは退化していくのはもう当然だと思うんですね。ですから、そういうものをやはり考える、そうした相手の身になって考えるというのが美しい村の心じゃないかなあってというのは、その部分的なお話になるのかもしれないけれども、そんなものも含めて、これからの大事にさせていただいて、目を向けていただいて、これからの村政に取り組んでいただきたいと、こう思います。

私の質問を終わります。

○議長 これで高橋昭夫議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後0時05分 散会]